

那覇市公報

第 1 8 2 3 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例（人事課）	1044
○那覇市税条例等の一部を改正する条例（納税課）	1085
○那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例（ハイサイ市民課）	1099
○那覇市霊園条例の一部を改正する条例（環境保全課）	1101

◇規 則◇

○那覇市霊園条例施行規則の一部を改正する規則（環境保全課）	1106
-------------------------------	------

◇告 示◇

○市道路線の区域変更に関する告示（道路管理課）	1111
○令和3年度決算に基づく健全化判断比率の公表について（財政課）	1114
○令和3年度決算に基づく資金不足比率の公表について（上下水道局企画経営課）	1115
○令和4年度那覇市一般会計補正予算（第4号）（財政課）	1116
○令和3年度那覇市一般会計歳入歳出決算書及び監査委員意見概要（財政課）	1117
○令和3年度那覇市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算書（財政課）	1130
○令和3年度那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書（財政課）	1134

○令和 3 年度那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書 (国民健康保険課・健康増進課)	1140
○令和 3 年度那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書 (国民健康保険課)	1146
○令和 3 年度那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書 (子育て応援課)	1150
○令和 3 年度那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書 (まちなみ整備課)	1154
○令和 3 年度那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算書 (まちなみ整備課)	1158
○令和 3 年度那覇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について (上下水道局企画経営課)	1162
○令和 3 年度那覇市下水道事業会計決算 (上下水道局企画経営課)	1171

◇ 公 告 ◇

○令和 3 年度那覇市人事行政の運営等の状況公告の訂正について (人事課)	1179
○令和 5・6 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加資格審査申請について (管財課)	1181
○令和 5 年度那覇市物品購入等入札参加資格審査申請 (追加申請) について (法制契約課)	1183

◇ 上下水道局告示 ◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新について	1184
○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について	1187

◇ 選挙管理委員会告示 ◇

○公営ポスター掲示場の設置場所について	1188
○公営ポスター掲示場にポスターの掲示を開始することのできる日について	1201

○選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準日、登録の日について……………	1201
○直接請求に要する選挙権を有する者の数について……………	1202
○那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙の期日について……………	1203
○投票用紙の色について……………	1203
○那覇市長選挙と那覇市議会議員補欠選挙の投票の順序について……………	1204
○投票所について……………	1204
○投票管理者及びその職務代理者の氏名等について……………	1206
○期日前投票所について……………	1209
○期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について……………	1210
○投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所について……………	1212
○選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所について……………	1213
○選挙長及びその職務を代理すべき者の氏名等について……………	1214
○開票事務と選挙会事務の合同について……………	1215
○選挙会の場所及び日時について……………	1215
○選挙運動に関する収入及び支出報告書の要旨の公表方法について……………	1216
○選挙運動に関する支出金額の制限額について……………	1216

◇那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙選挙長告示◇

○選挙長の事務を行う場所について……………	1217
○選挙立会人決定のくじを行う日時及び場所について……………	1218
○候補者の届出について……………	1219

条 例

那覇市条例第29号

令和4年10月11日

公 布 済

那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例

(那覇市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市職員の定年等に関する条例(昭和59年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	目次 <u>第1章 総則(第1条)</u> <u>第2章 定年制度(第2条―第5条)</u> <u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条―第11条)</u> <u>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条)</u> <u>第5章 雑則(第13条)</u> 付則 <u>第1章 総則</u>
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の2第1項及び第2項並びに第28条の3の規定に基づき、職員</u> の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) <u>第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7の規定に基づき、職員</u> の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。
(定年)	(定年)
第3条 職員の定年は、 <u>年齢60年</u> とする。ただし、医師及び歯科医師である職員の定年は、 <u>年齢65年</u> とする。	第3条 職員の定年は、 <u>年齢65年</u> とする。ただし、医師及び歯科医師である職員の定年は、 <u>年齢70年</u> とする。
(定年による退職の特例)	(定年による退職の特例)
第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、 <u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務</u> させることができる。	第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、 <u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務</u> させることができる。ただし、

	第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、 <u>その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u>	(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、 <u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u>
(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、 <u>その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。</u>	(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、 <u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u>
(3) 当該職務を担当する者の交替が <u>その業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u>	(3) 当該職務を担当する者の交替が <u>当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u>
2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、 <u>前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u>	2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、 <u>前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起</u>

- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてこれらの期限を繰り上げるものとする。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項の条例で定める職は、那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)第13条に規定する管理職手当の支給対象となる職(保健所に置かれる職のうち、医師及び歯科医師が占めることとされているものを除く。)とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 管理監督職勤務上限年齢(法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢をいう。以下同じ。)は、年齢60年とする。
(他の職への降任をするに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第1項の規定による降任(以下この章において「他の職への降任」という。)をするに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の勤務実績及び職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係

る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

(3) 当該職員その他の職への降任をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該

職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)
で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する

職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の

第6条 [略]

付 則

措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の任期を定めて任用される職員及び非常勤職員の退職を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、当該職と職務が同種の常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

第13条 [略]

付 則

(定年に関する経過措置)

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同条ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	69年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める期間)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(1) 年齢60年に達する日の属する年度の前年度に職員でなかった者で、当該年度の末日後に採用された職員(次号に掲げる職員を除く。) 当該職員が採用された日の属する年度

(2) 異動等により年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、情報の提供及び勤務の意思の確認を行うことができなくなった職員 当該職員の異動等の日の属する年度(当該異動等の日が年度の初日である場合にあっては、当該年度の前年度)

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

3 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。

(那覇市職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 那覇市職員の分限に関する条例(昭和47年那覇市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(降任、免職、休職及び降給の手続) 第8条 [略] 2 任命権者は、職員の意に反してこれを降任し、免職し、休職し、又は降給する場合は、その理由を記載した書面をその職員に交付して行わなければならない。 付 則	(降任、免職、休職及び降給の手続) 第8条 [略] 2 任命権者は、職員の意に反してこれを降任し、免職し、休職し、又は降給する場合は、その旨を記載した書面をその職員に交付して行わなければならない。 付 則 4 <u>那覇市職員の給与に関する条例付則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第5条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに那覇市職員の給与に関する条例付則第17項の規定による給料月額の改定とする」とする。</u> 5 <u>第8条第2項の規定は、那覇市職員の給与に関する条例付則第17項の規定による職員の給料月額の改定の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定により給料月額が改定される旨の通知を行うものとする。</u>
備考 1 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 2 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第3条 那覇市職員の懲戒に関する条例(昭和47年那覇市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(減給の効果) 第4条 減給は、1日以上6月以下とし、給料の月額(那覇市保育教諭等の給与等に関する特別措置条例(昭和52年那覇市条例第44号)第3条第1項の規定により教職調	(減給の効果) 第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日における給料の月額(那覇市保育教諭等の給与等に関する特別措置条例(昭和52年那覇市条例第44号)第3条第1

整額を支給される職員にあっては給料の月額に教職調整額の月額を加算した額、那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年那覇市条例第20号)第2条第2号のパートタイム職員にあっては同条第6号の基本報酬の額の10分の1以下とする。

項の規定により教職調整額を支給される職員にあっては給料の月額に教職調整額の月額を加算した額、那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年那覇市条例第20号)第2条第2号のパートタイム職員(以下この条において「パートタイム職員」という。)にあっては同条第6号の基本報酬の額。以下この条において同じ。)及びこれに対する地域手当の月額(パートタイム職員にあっては、同条第7号の手当相当報酬のうち地域手当に相当する報酬の額。以下この条において同じ。)の合計額の10分の1以下の額を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

備考

- 1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市職員退職手当支給条例の一部改正)

第4条 那覇市職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第69号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)第8条第1項各号に掲げる給料表及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年那覇市条例第3号)第5条第1項の給料表の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の退職手当に関して必要な事項を定める。 (整理退職等の場合の退職手当の基本額) 第5条 [略] 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)第8条第1項各号に掲げる給料表及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年那覇市条例第3号)第5条第1項の給料表の適用を受ける職員のうち常時勤務に服することを要するもの(以下「職員」という。)の退職手当に関して必要な事項を定める。 (整理退職等の場合の退職手当の基本額) 第5条 [略] 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、

通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第5条第1項に規定する者のうち、定年に達する日前に退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上である者に対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[表 略]

(退職手当の調整額)

第9条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項の基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病及び通勤による傷病による休職を除く。)、同法第29条の停職その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。))のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。))のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第5条第1項に規定する者のうち、定年に達する日前に退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[表 略]

(退職手当の調整額)

第9条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項の基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病及び通勤による傷病による休職を除く。)、同法第29条の停職その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第10条第4項において「休職月等」という。))のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項及び第5項において「調整月額」という。))のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合

(1)～(8) [略] 2～5 [略] (失業者の退職手当) 第14条 [略] 2～3 [略] 4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことによるものである職員が、<u>当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、任命権者にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)</u>に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。 5～7 [略] 8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規	には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。 (1)～(8) [略] 2～5 [略] (失業者の退職手当) 第14条 [略] 2～3 [略] 4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことによるものである職員が<u>当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、任命権者にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)</u>に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、<u>当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)</u>を開始した職員その他これに準ずる者として規則で定める職員が規則で定めるところにより、任命権者にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。 5～7 [略] 8 [略]
---	--

定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は任命権者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者
同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 〔略〕

9～14 〔略〕

(退職手当の支払の差止め)

第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 〔略〕

2～4 〔略〕

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の

(1)～(4) 〔略〕

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は任命権者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者
同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 〔略〕

9～14 〔略〕

(退職手当の支払の差止め)

第17条 〔略〕

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 〔略〕

2～4 〔略〕

5 〔略〕

各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) [略]

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) [略]

6～10 [略]

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこと

(1) [略]

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) [略]

6～10 [略]

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第18条 [略]

とする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 [略]

(退職をした者の退職手当の返納)

第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第14条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第21条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合にあつては、これらの規定により算出される金額(次条及び第21条において「失業者退職手当額」という。))を除

- (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 [略]

(退職をした者の退職手当の返納)

第19条 [略]

く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 [略]

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第21条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由が

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 [略]

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第21条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足り

ある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2～3 [略]

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に

処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退

る相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2～3 [略]

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に

処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当

職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 [略]

付 則

15 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第6条までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第9条の5中「前条」とあるのは、「前条並びに付則第15項」とする。

16 第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超え42年11月以下である者に対する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、当分の間、同条第1項又は第5条の2の規定及び第6条の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

17 第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、同条、第5条の3及び第9条の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として付則第15項の規定の例により計算して得られる額とする。

23 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第14条第7項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表

管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 [略]

付 則

15 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第6条まで及び付則第26項から第33項までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第9条の5中「前条」とあるのは、「前条並びに付則第15項」とする。

16 第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超え42年11月以下である者に対する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、当分の間、同条第1項又は第5条の2、第6条及び付則第29項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

17 第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、同条、第5条の3、第9条及び付則第27項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として付則第15項の規定の例により計算して得られる額とする。

23 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第14条第7項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の

の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

26 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は付則第26項」とする。

27 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は付則第27項」とする。

28 前2項の規定は、定年条例第3条ただし書に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

29 那覇市職員の給与に関する条例付則第17項の規定による給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

30 当分の間、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に対する第5条の3及び第9条の3の規定の適用については、第5条の3の表以外の部分中「定年に」とあるのは「60歳(付則第28項に規定する職員にあつては、65歳)に」と、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第9条の3の表第9条の項、第9条の2第1号の項及び第9条の2第2号の項中「退職の日において定められているその

者に係る定年」とあるのは「60歳(付則第28項に規定する職員にあっては、65歳)」とする。

31 当分の間、第5条第1項に規定する者に対する第5条の3の規定の適用については、同条の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢」とあるのは、「50歳(付則第28項に規定する職員にあっては、55歳)」とする。

32 当分の間、職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者又は公務上の疾病若しくは死亡により退職した者であつて、当該退職が60歳(付則第28項に規定する職員にあっては、65歳)に達する日前であるときにおける第5条の3及び第9条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第9条の3の表第9条の項、第9条の2第1号の項及び第9条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「60歳(付則第28項に規定する職員にあっては、65歳)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

33 当分の間、職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者又は公務上の疾病若しくは死亡により退職した者であつて、当該退職が60歳(付則第28項に規定する職員にあっては、65歳)に達した日以後であるときにおける第5条の3及び第9条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第9条の3の表第9条の項、第9

	条の2第1号の項及び第9条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。
--	---

備考

- 1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第5条 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(1週間の勤務時間) 第2条 [略] 2 [略] 3 <u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 4 [略] (週休日及び勤務時間の割り振り) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。 2 任命権者は、規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間におい	(1週間の勤務時間) 第2条 [略] 2 [略] 3 <u>那覇市職員の定年等に関する条例(昭和59年那覇市条例第15号)第12条の規定により採用された職員</u>(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 4 [略] (週休日及び勤務時間の割り振り) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。 2 任命権者は、規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間におい

て、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第3条の2 [略]

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第9条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等及

て、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第3条の2 [略]

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第9条 [略]

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等及

び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数) (2)～(3) [略] 2～3 [略]	び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数) (2)～(3) [略] 2～3 [略]
備考 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(初任給、昇格及び昇給等の基準) 第10条 [略] 2 職員が、一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。 3～10 [略] 11 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。 第10条の2 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第11項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第	(初任給、昇格及び昇給等の基準) 第10条 [略] 2 職員が、一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則で定めるところにより決定する。 3～10 [略] 11 那覇市職員の定年等に関する条例(昭和59年那覇市条例第15号)第12条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第19条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) [略]

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) [略]

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額(以下「運賃相当額」という。)。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1月当たりの運賃相当額」という。))が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1月当たりの運賃相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げ

(通勤手当)

第19条 [略]

(1) [略]

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) [略]

2 [略]

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額(以下この号において「運賃相当額」という。)。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1月当たりの運賃相当額」という。))が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1月当たりの運賃相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げ

る職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(<u>再任用短時間勤務職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) ア～ス [略] (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額 3～6 [略] (時間外勤務手当) 第21条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 (1)～(2) [略] 2 <u>再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正	る職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) ア～ス [略] (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額 3～6 [略] (時間外勤務手当) 第21条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 (1)～(2) [略] 2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日にお
--	---

規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 [略]

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第6条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 [略]

(期末手当)

ける正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 [略]

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第6条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 [略]

(期末手当)

第26条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額(職務の級が6級以上である職員及びこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「管理職員」という。))にあつては、100分の102.5を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第26条の4 勤勉手当は、5月31日及び11月30日(以下この条及び付則第13項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、規則で定める期間における人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の翌日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日の属する月に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

第26条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額(職務の級が6級以上である職員及びこれに相当するものとして規則で定める職員(第26条の4第2項第1号及び第2号において「管理職員」という。))にあつては、100分の102.5を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第26条の4 勤勉手当は、5月31日及び11月30日(以下この項から第3項まで及び付則第13項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の規則で定める期間における人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の翌日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日の属する月に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 [略]

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5(管理職員にあっては、100分の112.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45(管理職員にあっては、100分の55)を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

(再任用職員についての適用除外)

第28条の2 第14条、第15条、第17条、第18条及び第27条の規定は、再任用職員には適用しない。

付 則

(1) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5(管理職員にあっては、100分の112.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員 当該定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45(管理職員にあっては、100分の55)を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

(定年前提任用短時間勤務職員についての適用除外)

第28条の2 第10条第1項から第9項まで、第14条、第15条、第17条、第18条及び第27条の規定は、定年前提任用短時間勤務職員には適用しない。

付 則

17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(付則第19項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じた場合にあってはこれを切り捨てた額、50円以上100円未満の端数を生じた場合にあってはこれを100円に切り上げた額)とする。

18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時職員その他の任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 那覇市職員の定年等に関する条例

(昭和59年那覇市条例第15号。次号及び第4号において「定年条例」という。)

第3条ただし書に規定する職員

(3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(定年条例第2条の定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

(4) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職(定年条例第6条に規定する職員をいう。)を占める職員

19 法第28条の2第1項の規定による降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日(以下この項及び付則第21項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じた場合にあってはこれを切り捨てた額、50円以上100円未満の端数を生じた場合にあってはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、付則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の

	級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。 21 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(付則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第19項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。 22 付則第17項の規定の適用を受ける職員(付則第19項又は前項の規定による給料を支給される者を除く。)であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される者との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考 1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

[改正前 別記]

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再任用 職員以 外の職	[略]								

員									
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	[略]								
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第2(第8条関係)医療職給料表

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	[略]				
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 [略]

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	[略]						
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

備考 [略]

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	[略]						
再任用職員		235, 100	255, 400	262, 600	272, 800	289, 100	326, 200
備考 [略]							

[改正後 別記]

別表第2(第8条関係)医療職給料表

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前三任用 短時間勤務職員以外の職員	[略]				
定年前三任用 短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		296, 200	338, 600	393, 000	466, 000
備考 [略]					

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前三任用 短時間勤務職員以外の職員	[略]						
定年前三任用 短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		188, 700	215, 300	243, 500	256, 900	282, 100	322, 800
備考 [略]							

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前三任用 短時間勤務職員以外の職員	[略]						
定年前三任用 短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		235, 100	255, 400	262, 600	272, 800	289, 100	326, 200

備考 [略]

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第7条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成3年那覇市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の派遣) 第2条 [略] 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(4) [略] (5) [略]	(職員の派遣) 第2条 [略] 2 [略] (1)～(4) [略] (5) <u>那覇市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員</u> (6) [略]
備考 1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(育児短時間勤務をすることができない職員) 第10条 法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(2) [略] (育児短時間勤務をしている職員の給与の取扱い) 第17条 育児短時間勤務(法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条、次条及び付則第5項において同じ。)をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字	(育児短時間勤務をすることができない職員) 第10条 [略] (1)～(2) [略] (3) <u>定年条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員</u> (育児短時間勤務をしている職員の給与の取扱い) 第17条 [略]

句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]		
第19条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	[略]
[略]		

(部分休業をすることができない職員)

第19条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) [略]

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項の短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))を除く。)

(部分休業の承認)

第20条 部分休業(法第19条第1項の部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2～3 [略]

備考

1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

2 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第9条 那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年那覇市条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の派遣) 第2条 [略] 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(4) [略]	(職員の派遣) 第2条 [略] 2 [略] (1)～(4) [略] (5) <u>那覇市職員の定年等に関する条例</u>

[略]		
第19条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	[略]
[略]		

(部分休業をすることができない職員)

第19条 [略]

(1) [略]

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(定年条例第12条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))を除く。)

(部分休業の承認)

第20条 部分休業(法第19条第1項の部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2～3 [略]

(5) [略]	第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員
3 [略]	(6) [略]
	3 [略]

備考

1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

2 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(任命権者の報告) 第2条 [略] 2 前項の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(<u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員を除く。</u>))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(12) [略]	(任命権者の報告) 第2条 [略] 2 前項の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(<u>那覇市職員の定年等に関する条例(昭和59年那覇市条例第15号)第12条の規定により採用された職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員を除く。</u>))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(12) [略]
備考 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市職員の再任用に関する条例の廃止)

第11条 那覇市職員の再任用に関する条例(平成25年那覇市条例第7号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第4条中那覇市職員退職手当支給条例第14条及び付則第23項の改正規定並びに付則第9条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日前に第1条の規定による改正前の那覇市職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第4条第1項の規定により勤務することとされ、かつ、旧勤務延長期限(同項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧勤務延長職員」という。)について、旧勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の那覇市職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承

認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日又は令和13年4月1日のいずれかの日をいう。以下この項において同じ。)から当該基準日の翌年の3月31日までの間、当該基準日における新定年(新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が当該基準日の前日における新定年(当該基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)を超える職(当該基準日における新定年が新定年条例第3条本文に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する当該基準日以後に設置された職に、当該基準日から当該基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、当該基準日の前日において同日における当該職に係る新定年(当該基準日が施行日である場合には、旧定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。))に達している職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。ただし、組織の変更等により、勤務延長に係る職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする職に昇任し、降任し、又は転任する場合は、この限りでない。

- 3 新定年条例第4条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による勤務について準用する。(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下「年齢65年到達年度末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年に準じた当該職に係る年齢)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがある者

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法

による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度末日以前でなければならない。
- 4 前項の規定による任期の更新は、当該更新の直前の任期における暫定再任用常時勤務職員(第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の勤務実績が、当該暫定再任用常時勤務職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用常時勤務職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用常時勤務職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、これらの短時間勤務の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、これらの短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務がこれらの短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年に準じたこれらの短時間勤務の職に係る年齢)をいう。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年をいう。付則第8条において同じ。)に達している者(新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前条第3項から第5項までの規定は、暫定再任用短時間勤務職員(第1項又は前項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の任期の更新について準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び条例で定める年齢)

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び条例で定める年齢)

第6条 令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び条例で定める職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(付則第3条及び付則第4条の規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))のいずれかの日をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、当該基準日における新定年が当該基準日の前日における新定年を超える職とする。

- (1) 当該基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 当該基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が当該基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が当該基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日又は令和13年4月1日のいずれかの日をいう。以下この条において同じ。)から当該基準日の翌年の3月31日までの間、当該基準日における新定年相当年齢が当該基準日の前日における新定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該基準日における新定年相当年齢が新定年条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する当該基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、当該基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(当該基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後当該基準日以後に退職をした者を含む。)のうち当該基準日の前日において同日における当該新定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条の規定により採用された職員(以下この条、付則第10条及び付則第11条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち当該基準日の前日において同日における当該新定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短

時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(暫定再任用短時間勤務職員に対する那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、那覇市職員の育児休業等に関する条例及び那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の適用)

第10条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(次条において「勤務時間条例」という。)

第2条第3項、第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第3条の2第2項並びに第9条第1項、那覇市職員の育児休業等に関する条例第19条第2項及び第20条第1項並びに那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条の規定を適用する。

(暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員の給与に関する経過措置)

第11条 暫定再任用常時勤務職員(那覇市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和58年那覇市条例第12号)の適用を受ける者を除く。以下この条において同じ。))の給料月額を、当該暫定再任用常時勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される那覇市職員の給与に関する条例(以下この条において「給与条例」という。))第8条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用常時勤務職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項の育児短時間勤務をしている暫定再任用常時勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用常時勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員(那覇市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の適用を受ける者を除く。以下この条において同じ。))の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与条例第8条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、前条の規定により適用される勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、給与条例第19条第2項及び第21条第2項の規定を適用する。

5 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、給与条例第26条第3項の規定を適用する。

6 給与条例第26条の4第1項の職員に暫定再任用常時勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員(那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年那覇市条例第 号)付則第3条第4項に規定する暫定再任用常時勤務職員及び同条例付則第4条第3項に規定する暫定再任用短時間勤務職員を含む。次号において同じ。))とする。

7 給与条例第10条第1項から第9項まで、第14条、第15条、第17条、第18条及び第27条の規定は、暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員には適用しない。

（那覇市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 暫定再任用常時勤務職員に対する那覇市職員退職手当支給条例第1条の規定の適用については、同条中「以下」とあるのは、「那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年那覇市条例第 号)付則第3条第4項に規定する暫定再任用常時勤務職員を除く。以下」とする。

（那覇市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例の一部改正）

第13条 那覇市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例(平成30年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（修学部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第16条 〔略〕 2 修学部分休業をしている職員に対する給与条例第19条第2項第2号の規定の適用については、同号中「<u>再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは、「法第26条の2第1項の修学部分休業の承認を受けて勤務しない職員」とする。	（修学部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第16条 〔略〕 2 修学部分休業をしている職員に対する給与条例第19条第2項第2号の規定の適用については、同号中「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは、「法第26条の2第1項の修学部分休業の承認を受けて勤務しない職員」とする。
備考 本則第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

那覇市条例第30号

令和4年10月11日

公 布 済

那覇市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市税条例等の一部を改正する条例

(那覇市税条例の一部改正)

第1条 那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(所得割の課税標準) 第33条 [略] 2～3 [略] 4 前項の規定は、<u>特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u> (1) 第36条の2第1項の規定による申告書 (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。) 5 [略] 6 前項の規定は、<u>特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細	(所得割の課税標準) 第33条 [略] 2～3 [略] 4 前項の規定は、<u>前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u> 5 [略] 6 前項の規定は、<u>前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</u>

に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48

条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 [略]

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4の源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる

条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 [略]

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下である者に限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下である者に限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けよ

者を除く。)については、この限りでない。

- 2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下であるもの(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3～9 [略]

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) [略]

うとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

- 2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下であるもの(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3～9 [略]

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 [略]

(1) [略]

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(2)～(3) [略]

2～5 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2)～(3) [略]

2～5 [略]

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等

(3)～(4) [略]

2～5 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 特定配偶者の氏名(3)～(4) [略]

2～5 [略]

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等

について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

付 則

第3条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 [略]

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第12条の3 [略]

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民

について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

付 則

第3条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 [略]

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第12条の3 [略]

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 [略]

2 [略]

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項の優良住宅地等のための譲渡又は前項の確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の2 [略]

2～3 [略]

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属す

3 [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 [略]

2 [略]

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項の優良住宅地等のための譲渡又は前項の確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の2 [略]

2～3 [略]

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36

る年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に同項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の3 [略]

2～3 [略]

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に同項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案

条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の3 [略]

2～3 [略]

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 [略]

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第15条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。
(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

5 [略]

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第15条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

第21条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

第22条～第24条 [略]

第21条～第23条 [略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

(那覇市手数料条例の一部改正)

第2条 那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 前条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

民生及び税務に関するもの

1～2 [略]

3 地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料 の名称	手数料 の額
(1)	法第20条の10の規定に基づく徴収金の納付又は納入すべき額その他徴収金に関する事項に関する証明書の交付	[略]	
(2)	法第382条の2の規定に基づく固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧(縦覧期間中の閲覧を除く。)	[略]	

(3)	法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付	[略]
-----	--	-----

4～8 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

民生及び税務に関するもの

1～2 [略]

3 [略]

号	事務	手数料 の名称	手数料 の額
(1)	法第20条の10の規定に基づく徴収金の納付又は納入すべき額その他徴収金に関する事項に関する証明書(法第382条の4の規定により当該証明書に住所に代わるものとして総務省令で定める事項を記載したものを含む。)の交付	[略]	
(2)	法第382条の2の規定に基づく固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたもの及び法第382条の4の規定により当該固定資産課税台帳に住所に代わるものとして総務省令で定める事項の記載をしたものを含む。)又はその写しの閲覧(縦覧期間中の閲覧を除く。)	[略]	
(3)	法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたもの及び法第382条の4の規定により当該証明書に住所に代わるものとして総務省令で定める事項を記載したものを含む。)の交付	[略]	

4～8 [略]

(那覇市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 那覇市税条例の一部を改正する条例(令和3年那覇市条例第51号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第36条の3の3の改正規定 別記]	[第36条の3の3の改正規定 別記]
備考 下線の有無にかかわらず、改正前の欄中改正規定の全部を、改正後の欄中改正規定に改める。	

[改正前 別記]

[第36条の3の3の改正規定]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)	(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)
第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地	第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地

において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

2～5 〔略〕

において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

2～5 〔略〕

[改正後 別記]

[第36条の3の3の改正規定]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等)に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等)に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」と

を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2～5 [略]

いう。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2～5 [略]

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年1月1日(次条において「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中那覇市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例付則第12条の3第2項、第15条の2第4項並びに第15条の3第4項及び第6項の改正規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日

(2) 第2条の規定 令和6年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の那覇市税条例(以下この条において「新条例」という。)第36条の3の2第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の那覇市税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第53条の7の規定並びに新条例付則第12条の3第2項、第15条の2第4項並びに第15条の3第4項及び第6項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

那覇市条例第31号

令和4年10月11日

公 布 済

那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例

那覇市役所支所設置条例(1954年那覇市条例第57号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																														
第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。	第2条 [略]																														
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>那覇市役所</td><td><u>那覇市金城5丁</u></td><td>[略]</td></tr><tr><td>小禄支所</td><td><u>目10番2号</u></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></table>	名称	位置	所管区域	[略]			那覇市役所	<u>那覇市金城5丁</u>	[略]	小禄支所	<u>目10番2号</u>		[略]			<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>那覇市役所</td><td><u>那覇市宇栄原4</u></td><td>[略]</td></tr><tr><td>小禄支所</td><td><u>丁目2番2号</u></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></table>	名称	位置	所管区域	[略]			那覇市役所	<u>那覇市宇栄原4</u>	[略]	小禄支所	<u>丁目2番2号</u>		[略]		
名称	位置	所管区域																													
[略]																															
那覇市役所	<u>那覇市金城5丁</u>	[略]																													
小禄支所	<u>目10番2号</u>																														
[略]																															
名称	位置	所管区域																													
[略]																															
那覇市役所	<u>那覇市宇栄原4</u>	[略]																													
小禄支所	<u>丁目2番2号</u>																														
[略]																															
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。																															

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

那覇市条例第32号

令和4年10月11日

公 布 済

那覇市霊園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市霊園条例の一部を改正する条例

那覇市霊園条例(平成25年那覇市条例第51号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
(設置、名称及び位置) 第3条 [略] 2 那覇市識名霊園に次に掲げる施設(以下「<u>霊園施設</u>」という。)を置く。 (1)～(2) [略] (3) <u>納骨堂</u> 3 [略] 4 市民共同墓及び<u>納骨堂</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那覇市民共同墓</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>那覇市識名霊園南納骨堂(以下「<u>南納骨堂</u>」 という。)</td><td>那覇市識名2丁目 448番</td></tr> </tbody> </table> (使用期間) 第7条 霊園施設の使用期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、短期収蔵納骨室又は<u>南納骨堂</u>(以下これらを「<u>納骨堂等</u>」 という。)については、市長が特に必要があると認めるときは、1年以内の期間とすることができる。 (1)～(4) [略] (5) <u>南納骨堂 5年</u> 2 [略] 3 <u>第1項第4号又は第5号の使用期間</u>については、1回に限り、市長の許可を得て更新することができる。 4 <u>前項の規定による更新の許可のうち南納骨堂に係るものについては、第1項第5号の規定にかかわらず、当該更新の許可に係る使用期間を5年以下の範囲内で市長が認める期間とすることができる。</u>	名称	位置	那覇市民共同墓	[略]	那覇市識名霊園南納骨堂(以下「 <u>南納骨堂</u> 」 という。)	那覇市識名2丁目 448番	(設置、名称及び位置) 第3条 [略] 2 [略] (1)～(2) [略] 3 [略] 4 市民共同墓の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那覇市民共同墓</td><td>[略]</td></tr> </tbody> </table> (使用期間) 第7条 霊園施設の使用期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、短期収蔵納骨室については、市長が特に必要があると認めるときは、1年以内の期間とすることができる。 (1)～(4) [略] 2 [略] 3 <u>短期収蔵納骨室の使用期間(第1項ただし書の規定によるものを除く。)</u>については、1回に限り、市長の許可を得て更新することができる。	名称	位置	那覇市民共同墓	[略]
名称	位置										
那覇市民共同墓	[略]										
那覇市識名霊園南納骨堂(以下「 <u>南納骨堂</u> 」 という。)	那覇市識名2丁目 448番										
名称	位置										
那覇市民共同墓	[略]										

(使用料の減免)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 第5条第1項の許可を受けた者又は第12条の規定により使用権を承継した者(以下これらを「使用者」という。)が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けている場合において、合葬室(生前予約の場合を除く。)、参拝室又は南納骨堂を使用するとき。

(2)～(3) [略]

(施設変更)

第18条 [略]

2 南納骨堂の利用者は、市長の承認を得てその使用する南納骨堂における納骨壇の位置を変更することができる。この場合において、利用者は、変更後の使用料の額が変更前の使用料の額を超えるときは、その差額を納付しなければならない。

(使用許可証の書換え等)

第20条 利用者は、第12条の規定による使用権の承継があったとき、又は前条第1号の変更があったときは、使用許可証の書換えを受けなければならない。

2～3 [略]

(使用許可の取消し)

第22条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、霊園施設の使用許可を取り消すことができる。

(1)～(2) [略]

(3) 市民共同墓及び南納骨堂について第5条第1項の許可を受けた日から1年を経過しても焼骨の埋蔵又は収蔵を行わないとき。ただし、生前予約については、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 [略]

(1) 第5条第1項の許可を受けた者又は第12条の規定により使用権を承継した者(以下これらを「使用者」という。)が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けている場合において、合葬室(生前予約の場合を除く。)又は参拝室を使用するとき。

(2)～(3) [略]

(施設変更)

第18条 [略]

(使用許可証の書換え等)

第20条 利用者は、第12条の規定による使用権の承継、第18条の規定による変更の承認又は前条第1号の変更があったときは、使用許可証の書換えを受けなければならない。

2～3 [略]

(使用許可の取消し)

第22条 [略]

(1)～(2) [略]

(3) 市民共同墓について第5条第1項の許可を受けた日から1年を経過しても焼骨の埋蔵又は収蔵を行わないとき。ただし、生前予約については、この限りでない。

(4)～(6) [略] (使用場所の返還) 第23条 使用者は、霊園施設を使用する必要がなくなったとき、使用許可を取り消されたとき、又は<u>納骨堂等</u>の使用期間が満了したときは、直ちにその使用場所を原状に復し、市長に返還しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、使用場所の全部又は一部について現状のまま返還することができる。 [別表 別記]	(4)～(6) [略] (使用場所の返還) 第23条 使用者は、霊園施設を使用する必要がなくなったとき、使用許可を取り消されたとき、又は<u>短期収蔵納骨室</u>の使用期間が満了したときは、直ちにその使用場所を原状に復し、市長に返還しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、使用場所の全部又は一部について現状のまま返還することができる。 [別表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第8条関係)

霊園施設	区分	単位	使用料
[略]			
市民共同墓	[略]		
<u>納骨堂</u>	<u>南納骨堂</u>	<u>1壇につき 5年</u>	<u>18,900円以内で規則で定める額</u>

備考

1～2 [略]

3 第7条第1項ただし書の規定による納骨堂等の使用に係る使用料は、納骨壇又は特殊壇1壇につき、この表に定める使用料の額に5分の1を乗じて得た額とする。

4 第7条第4項の規定により市長が認める使用期間に係る南納骨堂の使用料は、この表に定める使用料の額に60分の1を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を1月分として、当該使用期間の月数(1月に満たない端数は、切り捨てる。)に応じた額とする。

[改正後 別記]

別表(第8条関係)

霊園施設	区分	単位	使用料
[略]			
市民共同墓	[略]		

備考

1～2 [略]

3 第7条第1項ただし書の規定による短期収蔵納骨室の使用に係る使用料は、納骨壇又は特殊壇1壇につき、この表に定める使用料の額に5分の1を乗じて得た額とする。

規 則

那覇市規則第44号

令和4年10月11日

公 布 済

那覇市霊園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市霊園条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市霊園条例施行規則（平成25年那覇市規則第86号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（公募） 第3条 市長は、墳墓地、合葬用納骨室、<u>短期収蔵納骨室及び南納骨堂</u>の使用については、次に掲げる事項を明示して、これらの施設を使用しようとする者を公募するものとする。 （1）～（6）〔略〕 2 〔略〕 （使用の許可の申請） 第6条 条例第5条第1項の許可の申請は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる申請書に同表の右欄に掲げる書類を添えて行うものとする。 〔表 別記〕 2 〔略〕 （使用許可証） 第7条 条例第5条第3項の使用許可証は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 （1）～（2）〔略〕 （3） <u>納骨堂等 那覇市納骨堂等使用許可証</u> （4）～（5）〔略〕 （使用期間の変更等） 第8条 条例第7条第2項の許可の申請は、<u>那覇市合葬用納骨室使用期間変更許可申請書</u>に那覇市民共同墓合葬式墓地使用許可証を添えて、使用期間の満了日の10日前までに行うものとする。 2 条例第7条第3項の許可の申請は、<u>那覇市納骨堂等使用許可申請書に那覇市納骨堂等使用許可証</u>を添えて、使用期間の満了日の前日までに行うものとする。	（公募） 第3条 市長は、墳墓地、合葬用納骨室、<u>合葬室及び短期収蔵納骨室</u>の使用については、次に掲げる事項を明示して、これらの施設を使用しようとする者を公募するものとする。 （1）～（6）〔略〕 2 〔略〕 （使用の許可の申請） 第6条 〔略〕 〔表 別記〕 2 〔略〕 （使用許可証） 第7条 〔略〕 （1）～（2）〔略〕 （3） <u>短期収蔵納骨室 那覇市民共同墓短期収蔵納骨室使用許可証</u> （4）～（5）〔略〕 （使用期間の変更等） 第8条 条例第7条第2項の許可の申請は、<u>那覇市民共同墓合葬用納骨室使用期間変更許可申請書</u>に那覇市民共同墓合葬式墓地使用許可証を添えて、使用期間の満了日の10日前までに行うものとする。 2 条例第7条第3項の許可の申請は、<u>那覇市民共同墓短期収蔵納骨室使用許可申請書に那覇市民共同墓短期収蔵納骨室使用許可証</u>を添えて、使用期間の満了日の前日までに行うものとする。

(南納骨堂の使用料) 第9条 <u>条例別表の規則で定める額は、納骨壇の位置が第1段目及び第2段目にあっては18,900円、第3段目にあっては17,850円、第4段目にあっては16,800円とする。</u> (使用権の承継の申請) 第13条 条例第12条の許可の申請は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる申請書に同表の右欄に掲げる書類を添えて行うものとする。 [表 別記] (埋蔵等の手続) 第17条 条例第15条の承認の申請は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる申請書に同表の右欄に掲げる書類を添えて行うものとする。 [表 別記] (施設変更) 第19条 条例第18条第1項の承認の申請は、<u>那覇市合葬式墓地施設変更承認申請書</u>に那覇市民共同墓合葬式墓地使用許可証を添えて行うものとする。 2 <u>条例第18条第2項の承認の申請は、那覇市南納骨堂納骨壇位置変更承認申請書に那覇市納骨堂等使用許可証を添えて行うものとする。この場合において、当該申請が競合したときは、抽選により使用者を決定する。</u> 3 <u>条例第5条第3項の規定は、条例第18条の承認をした場合に準用する。</u> [別表 別記]	第9条 削除 (使用権の承継の申請) 第13条 [略] [表 別記] (埋蔵等の手続) 第17条 [略] [表 別記] (施設変更) 第19条 条例第18条の承認の申請は、<u>那覇市民共同墓合葬式墓地施設変更承認申請書</u>に那覇市民共同墓合葬式墓地使用許可証を添えて行うものとする。 [別表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

- 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

[第6条第1項の表]

施設	申請書	添付書類
[略]		[略]
短期収蔵納骨室及び南 納骨堂(以下これらを 「納骨堂等」という。)	那覇市納骨堂等使用許可申請書	
[略]		

[改正後 別記]

[第6条第1項の表]

施設	申請書	添付書類
[略]		[略]
短期収蔵納骨室	那覇市民共同墓短期収蔵納骨室使用許可申請書	
[略]		

[改正前 別記]

[第13条の表]

施設	申請書	添付書類
[略]		[略]
[略]	那覇市合葬式墓地使用権承継許可申請書	
納骨堂等	那覇市納骨堂等使用権承継許可申請書	

[改正後 別記]

[第13条の表]

施設	申請書	添付書類
[略]		[略]
[略]	那覇市民共同墓合葬式墓地使用権承継許可申請書	
短期収蔵納骨室	那覇市民共同墓短期収蔵納骨室使用権承継許可申請書	

[改正前 別記]

[第17条の表]

施設	申請書	添付書類
[略]		[略]
[略]	那覇市合葬式墓地焼骨(埋蔵・改葬)承認申請書	
納骨堂等	那覇市納骨堂等焼骨(収蔵・返還)承認申請書	

[改正後 別記]

[第17条の表]

施設	申請書	添付書類
[略]		[略]
[略]	那覇市民共同墓合葬式墓地焼骨(埋蔵・改葬)承認申請書	
短期収蔵納骨室	那覇市民共同墓短期収蔵納骨室焼骨(収蔵・返還)承認申請書	

[改正前 別記]

別表(第22条関係)

番号	文書の名称	根拠条項
1～2 [略]		
3	那覇市納骨堂等使用許可申請書	[略]
4～7 [略]		
8	那覇市納骨堂等使用許可証	[略]
9～10 [略]		
11	那覇市合葬用納骨室使用期間変更許可申請書	[略]
12～14 [略]		
15	那覇市合葬式墓地使用権承継許可申請書	[略]
16	那覇市納骨堂等使用権承継許可申請書	[略]
17～20 [略]		
21	那覇市合葬式墓地焼骨(埋蔵・改葬)承認申請書	[略]
22	那覇市納骨堂等焼骨(収蔵・返還)承認申請書	[略]
23	那覇市合葬式墓地施設変更承認申請書	第19条第1項
24	那覇市南納骨堂納骨壇位置変更承認申請書	第19条第2項
25～27 [略]		

[改正後 別記]

別表(第22条関係)

番号	文書の名称	根拠条項
1～2 [略]		
3	那覇市民共同墓短期収蔵納骨室使用許可申請書	[略]
4～7 [略]		
8	那覇市民共同墓短期収蔵納骨室使用許可証	[略]
9～10 [略]		
11	那覇市民共同墓合葬用納骨室使用期間変更許可申請書	[略]
12～14 [略]		
15	那覇市民共同墓合葬式墓地使用権承継許可申請書	[略]
16	那覇市民共同墓短期収蔵納骨室使用権承継許可申請書	[略]
17～20 [略]		
21	那覇市民共同墓合葬式墓地焼骨(埋蔵・改葬)承認申請書	[略]
22	那覇市民共同墓短期収蔵納骨室焼骨(収蔵・返還)承認申請書	[略]
23	那覇市民共同墓合葬式墓地施設変更承認申請書	第19条
24～26 [略]		

告 示

那覇市告示第 304 号

令和 4 年 10 月 7 日

掲 示 済

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法第180号）第18条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更する。

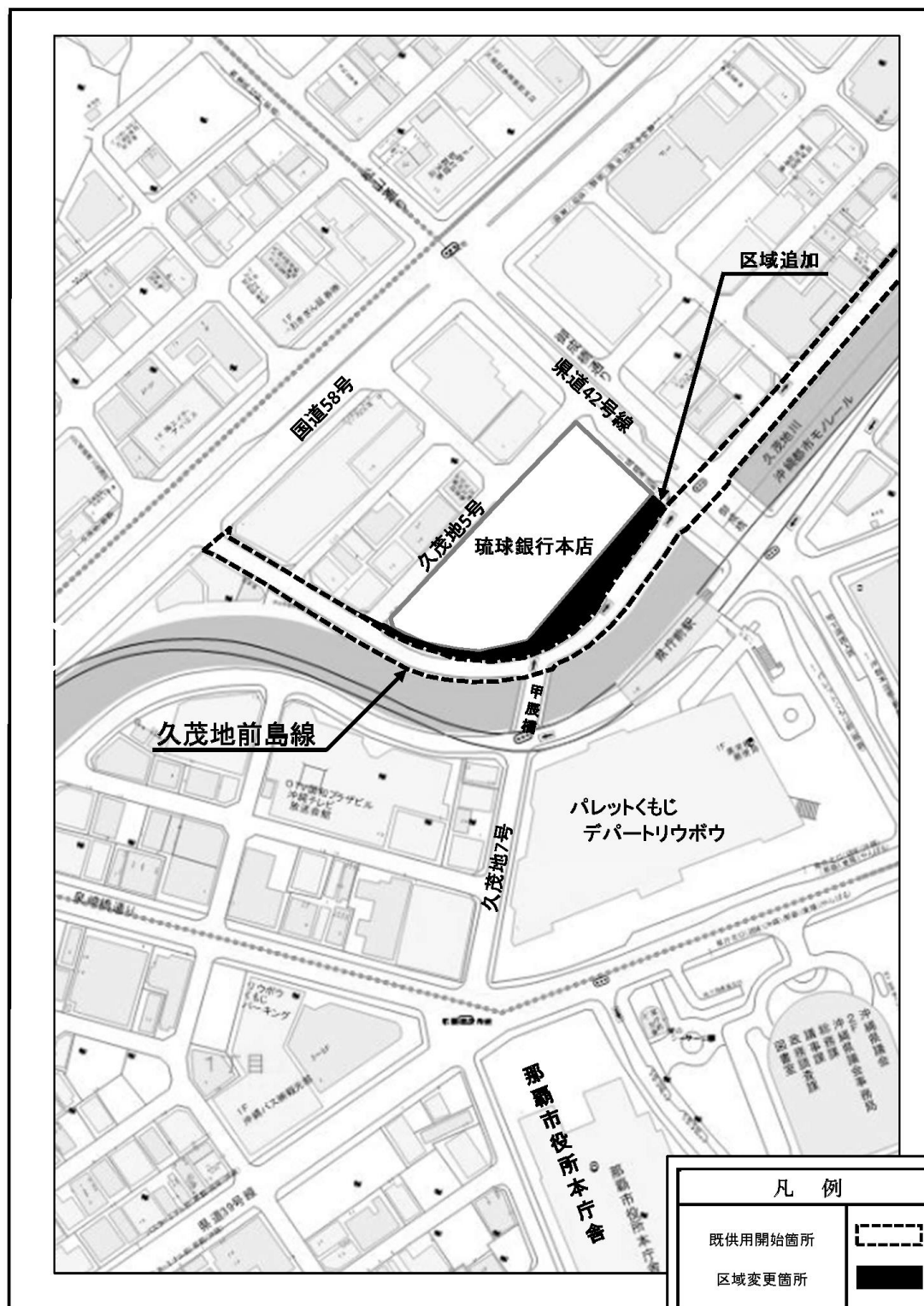
その関係図面は、告示の日から2週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

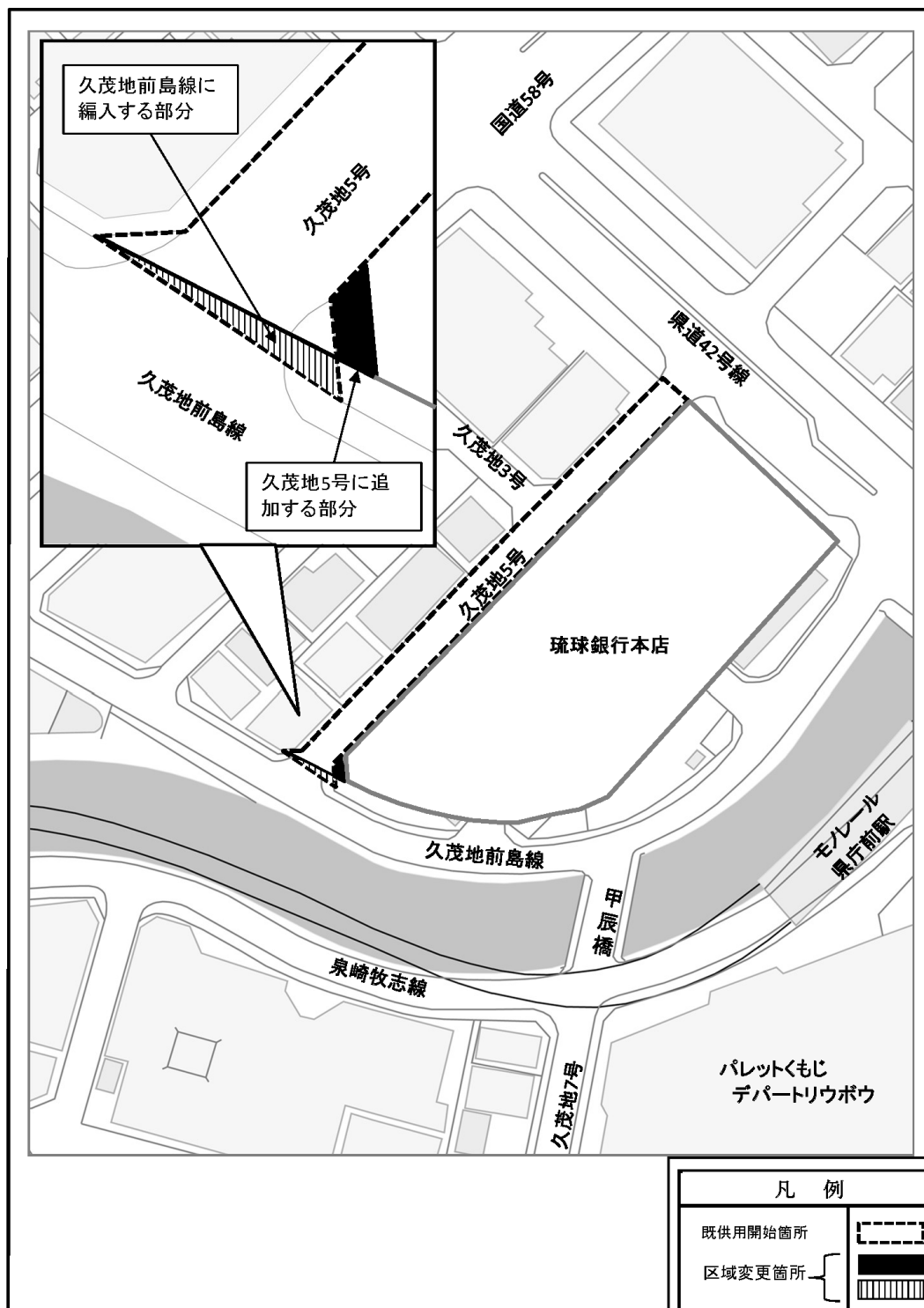
1. 区域変更する路線

整理 番号	路 線 名		区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
18	久茂地前島線	新	久茂地1丁目9番1 ～牧志2丁目247番3	1471.4	9.1 ～19.6	区域追加
		旧	久茂地1丁目9番1 ～牧志2丁目247番3	1471.4	9.1 ～14.1	
563	久茂地5号	新	久茂地1丁目13番1 ～久茂地1丁目11番1	115.5	7.3 ～7.6	区域変更
		旧	久茂地1丁目13番1 ～久茂地1丁目11番1	116.4	7.3 ～14.9	

市道路線の区域変更位置図(参考図①)



市道路線の区域変更位置図(参考図②)



那覇市告示第 307 号

令和 4 年 10 月 12 日

掲 示 済

令和3年度決算に基づく健全化判断比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

令和3年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	8.5	52.4

(注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率の欄において「—」と表記されている場合、実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表している。

(参考)

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

(注) 早期健全化基準：4指標のうち1つでも、健全化判断比率がこの基準以上となった場合は、「財政健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化に取り組むことになる。

財政再生基準：将来負担比率を除く3指標のうち1つでも、健全化判断比率がこの基準以上となった場合は、「財政再生計画」を策定し、国等の監督の下、確実な財政再建に取り組むことになる。

那覇市告示第 336 号

令和 4 年 10 月 18 日

掲 示 済

令和3年度決算に基づく資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

令和3年度決算に基づく資金不足比率

（単位：％）

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
那覇市水道事業会計	—	20.0
那覇市下水道事業会計	—	

（備考） 各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

那覇市告示第 357 号

令和 4 年 11 月 1 日

令和 4 年(2022年) 9 月那覇市議会定例会で議決された令和 4 年度那覇市一般会計補正予算(第 4 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 4 年度那覇市一般会計補正予算 (第 4 号)

令和 4 年度那覇市の一般会計の補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,063,007千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174,097,499千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		52,361,153	3,063,007	55,424,160
	2 国庫補助金	12,086,998	3,063,007	15,150,005
歳 入 合 計		171,034,492	3,063,007	174,097,499

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		90,089,119	3,063,007	93,152,126
	1 社会福祉費	31,278,485	3,063,007	34,341,492
歳 出 合 計		171,034,492	3,063,007	174,097,499

那覇市告示第 358 号

令和 4 年 11 月 1 日

令和4年（2022年）9月那覇市議会定例会で認定された令和3年度那覇市一般会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 3 年度 那覇市一般会計歳入歳出決算書

歳 入	款	項	予 算	現 額	調 定	額	選 入	入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 市税			50,411,243,000		51,580,293,820		50,775,573,512		45,628,454	836,880,165	△364,330,512
		1 市民税	19,847,021,000		20,607,914,446		20,157,310,476		33,079,931	487,672,474	△310,289,476
		2 固定資産税	24,525,331,000		24,809,751,943		24,525,083,546		8,183,764	284,025,809	247,454
		3 軽自動車税	817,824,000		858,504,003		820,616,362		4,364,759	33,621,582	△2,792,362
		4 市たばこ税	4,114,709,000		4,120,235,128		4,120,235,128		0	0	△5,526,128
		5 入湯税	7,262,000		8,368,200		8,368,200		0	0	△1,106,200
2 地方譲与税		6 事業所税	1,099,096,000		1,175,520,100		1,143,959,800		0	31,560,300	△44,863,800
			607,485,000		782,141,670		782,141,670		0	0	△174,656,670
		1 自動車重量譲与税	343,757,000		354,452,000		354,452,000		0	0	△10,695,000
		2 地方道路譲与税	1,000		1		1		0	0	999
		3 特別とん譲与税	18,742,000		30,906,669		30,906,669		0	0	△12,164,669
		4 航空機燃料譲与税	95,062,000		245,140,000		245,140,000		0	0	△150,078,000
3 利子割交付金		5 地方揮発油譲与税	122,277,000		123,970,000		123,970,000		0	0	△1,693,000
		6 森林環境譲与税	27,646,000		27,673,000		27,673,000		0	0	△27,000
			18,631,000		17,064,000		17,064,000		0	0	1,567,000
		1 利子割交付金	18,631,000		17,064,000		17,064,000		0	0	1,567,000
			65,340,000		100,021,000		100,021,000		0	0	△34,681,000
		1 配当割交付金	65,340,000		100,021,000		100,021,000		0	0	△34,681,000
5 株式等譲渡所得割交付金			70,472,000		120,780,000		120,780,000		0	0	△50,308,000
		1 株式等譲渡所得割交付金	70,472,000		120,780,000		120,780,000		0	0	△50,308,000
6 地方消費税交付金			7,569,906,000		7,627,252,000		7,627,252,000		0	0	△57,346,000
		1 地方消費税交付金	7,569,906,000		7,627,252,000		7,627,252,000		0	0	△57,346,000

歳 入	款	項	予 算 現 額 調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額 収 入 未 済 額	(単位:円)	
						予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
7	環境性能割交付金		30,633,000	28,952,000	0	0	1,681,000
		1 環境性能割交付金	30,633,000	28,952,000	0	0	1,681,000
8	国有提供施設等所在市町村助成交付金		307,850,000	307,850,000	0	0	0
		1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	307,850,000	307,850,000	0	0	0
9	地方特例交付金		128,564,000	859,956,000	0	0	△731,392,000
		1 地方特例交付金	128,563,000	128,563,000	0	0	0
10	地方交付税		1,000	731,393,000	0	0	△731,392,000
		2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	10,619,388,000	10,771,719,000	0	0	△152,331,000
11	交通安全対策特別交付金		10,619,388,000	10,771,719,000	0	0	△152,331,000
		1 地方交付税	10,619,388,000	10,771,719,000	0	0	△152,331,000
12	法人事業税交付金		50,000,000	37,782,000	0	0	12,218,000
		1 交通安全対策特別交付金	50,000,000	37,782,000	0	0	12,218,000
13	分担金及び負担金		931,108,000	958,812,000	0	0	△27,704,000
		1 法人事業税交付金	931,108,000	958,812,000	0	0	△27,704,000
14	使用料及び手数料		746,417,000	561,172,557 1,334,780	4,249,240	58,405,096	185,244,443
		1 分担金	1,000	0	0	0	1,000
15	国庫支出金		746,416,000	561,172,557 1,334,780	4,249,240	58,405,096	185,243,443
		2 負担金	622,492,113	3,352,670,660 67,150	8,013,697	57,501,683	13,134,340
			3,365,805,000	2,637,631,102 67,150	8,013,697	57,501,283	△9,586,102
		1 使用料	2,628,045,000	715,039,958	0	400	22,720,442
			737,760,000	60,024,890,045	0	4,958,895,725	9,800,059,327
		2 手数料	69,824,949,372	39,370,435,232	0	39,222,000	792,504,768
			40,162,940,000	25,453,484,996	0	4,919,673,725	9,034,917,101
		1 国庫負担金	29,568,728,372	20,533,811,271	0	4,919,673,725	9,034,917,101
			29,568,728,372	20,533,811,271	0	4,919,673,725	9,034,917,101
		2 国庫補助金					

歳 入	款	項	予 算 現 額 調	定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(単位:円)	
								予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	
		3 委託金	93,281,000	120,643,542	120,643,542	0	0	△27,362,542	
16	県支出金		18,565,345,141	18,723,667,616	16,996,091,238	0	1,727,576,378	1,569,253,903	
		1 県負担金	8,985,855,000	8,852,698,672	8,852,698,672	0	0	133,156,328	
		2 県補助金	8,982,367,141	9,277,201,230	7,549,624,852	0	1,727,576,378	1,432,742,289	
		3 委託金	597,123,000	593,767,714	593,767,714	0	0	3,355,286	
17	財産収入		1,002,757,000	946,871,449	922,055,895	0	24,815,554	80,701,105	
		1 財産運用収入	456,066,000	477,634,359	452,818,855	0	24,815,504	3,247,145	
		2 財産売却収入	546,691,000	469,237,090	469,237,040	0	50	77,453,960	
18	寄附金		373,230,000	380,827,321	380,827,321	0	0	△7,597,321	
		1 寄附金	373,230,000	380,827,321	380,827,321	0	0	△7,597,321	
19	繰入金		3,273,645,000	3,273,316,970	3,273,316,970	0	0	328,630	
		1 特別会計繰入金	276,739,000	276,622,994	276,622,994	0	0	116,006	
		2 基金繰入金	2,996,906,000	2,996,693,976	2,996,693,976	0	0	212,024	
20	繰越金		8,870,401,922	8,870,402,671	8,870,402,671	0	0	△749	
		1 繰越金	8,870,401,922	8,870,402,671	8,870,402,671	0	0	△749	
21	諸収入		1,627,479,000	3,059,372,564	1,746,086,097 143,454	61,890,959	1,251,538,962	△118,607,097	
		1 延滞金加算金及び過料	40,229,000	45,649,371	45,509,391	0	139,980	△5,280,391	
		2 市項金利子	72,000	91,102	91,102	0	0	△19,102	
		3 貸付金元利収入	185,066,000	185,906,622	185,906,622	0	0	△840,622	
		4 受託事業収入	134,097,000	121,873,017	84,473,017	0	37,400,000	49,623,983	
		5 雑入	1,268,015,000	2,705,852,452	1,430,105,965 143,454	61,890,959	1,213,998,962	△162,090,965	
22	市債		18,562,974,000	14,968,474,000	14,968,474,000	0	0	3,594,500,000	

歳 入		(単位：円)					
款	項	予 算 現 額 調	収 入 額	入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
	1 市債	18,562,974,000	14,968,474,000	14,968,474,000	0	0	3,594,500,000
歳 入	合 計	197,023,623,435	192,439,952,854	183,483,890,636 79,333,695	119,782,350	8,915,613,563	13,539,732,799

歳 出		款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1	議会費			733,709,000	718,196,211	0	15,512,789	15,512,789
		1	議会費	733,709,000	718,196,211	0	15,512,789	15,512,789
2	総務費			22,547,611,746	21,453,020,602	426,210,214	668,380,930	1,094,591,144
		1	総務管理費	20,214,619,696	19,180,095,726	421,733,214	612,790,756	1,034,523,970
		2	徴税費	1,084,744,000	1,052,536,821	0	32,207,179	32,207,179
		3	戸籍住民基本台帳費	807,651,050	784,392,640	4,477,000	18,781,410	23,258,410
		4	選挙費	292,597,000	291,568,953	0	1,028,047	1,028,047
		5	統計調査費	50,711,000	48,449,974	0	2,261,026	2,261,026
3	民生費			97,289,000	95,976,488	0	1,312,512	1,312,512
				100,366,175,165	89,606,299,281	6,695,745,197	4,064,130,687	10,759,875,884
		1	社会福祉費	36,599,677,655	29,031,028,965	5,926,019,464	1,642,629,226	7,568,648,690
		2	児童福祉費	38,350,397,510	36,260,187,423	769,725,733	1,320,484,354	2,090,210,087
		3	生活保護費	25,416,099,000	24,315,082,893	0	1,101,016,107	1,101,016,107
		4	災害救助費	1,000	0	0	1,000	1,000
4	衛生費			15,431,866,417	14,199,183,926	0	1,232,682,491	1,232,682,491
		1	保健衛生費	12,102,033,740	10,924,074,728	0	1,177,959,012	1,177,959,012
5	労働費			3,329,832,677	3,275,109,198	0	54,723,479	54,723,479
				36,917,000	36,224,697	0	692,303	692,303
		1	労働諸費	36,917,000	36,224,697	0	692,303	692,303
6	農林水産業費			198,988,000	181,053,024	10,000,000	7,934,976	17,934,976
		1	農業費	89,194,000	84,684,474	0	4,509,526	4,509,526
				27,769,000	27,768,798	0	202	202

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	(単位:円)	
							予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
		3 水産業費	82,025,000	68,599,752	10,000,000	3,425,248		13,425,248
7 商工費			6,832,553,756	3,939,855,268	2,647,267,880	245,430,608		2,892,698,488
	1 商工費		6,832,553,756	3,939,855,268	2,647,267,880	245,430,608		2,892,698,488
8 土木費			15,186,346,416	10,366,033,374	4,677,749,428	142,563,614		4,820,313,042
	1 土木管理費		225,252,907	205,868,993	17,417,000	1,966,914		19,383,914
	2 道路橋りょう費		1,386,304,921	1,037,350,172	288,241,819	60,712,930		348,954,749
	3 港湾費		687,732,000	685,939,843	0	1,792,157		1,792,157
	4 都市計画費		7,066,136,128	5,028,716,320	1,999,413,597	38,006,211		2,037,419,808
	5 住宅費		5,820,920,460	3,408,158,046	2,372,677,012	40,085,402		2,412,762,414
9 消防費			3,226,532,000	3,043,745,082	90,245,930	92,540,988		182,786,918
	1 消防費		3,226,532,000	3,043,745,082	90,245,930	92,540,988		182,786,918
10 教育費			18,260,644,556	14,459,954,302	3,115,736,457	684,953,797		3,800,690,254
	1 教育総務費		1,899,000,000	1,830,684,456	0	68,315,544		68,315,544
	2 小学校費		10,524,947,472	8,057,600,809	2,109,706,872	357,639,791		2,467,346,663
	3 中学校費		1,592,166,000	1,371,642,324	107,220,000	113,303,676		220,523,676
	4 社会教育費		2,406,499,998	1,461,300,762	885,171,656	60,027,580		945,199,236
	5 保健体育費		1,827,653,086	1,730,140,701	13,637,929	83,874,456		97,512,385
	98 幼稚園費		10,378,000	8,585,250	0	1,792,750		1,792,750
11 災害復旧費			4,000	0	0	4,000		4,000
	1 農林水産施設災害復旧費		1,000	0	0	1,000		1,000
	2 公共土木施設災害復旧費		2,000	0	0	2,000		2,000
	3 その他公共施設公用施設災害復旧費		1,000	0	0	1,000		1,000

歳 出		(単位：円)					
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較	
12 公債費		14,134,660,000	14,125,786,949	0	8,873,051	8,873,051	
	1 公債費	14,134,660,000	14,125,786,949	0	8,873,051	8,873,051	
13 諸支出金		1,000	0	0	1,000	1,000	
	1 公営企業貸付金	1,000	0	0	1,000	1,000	
14 予備費		67,614,379	0	0	67,614,379	67,614,379	
	1 予備費	67,614,379	0	0	67,614,379	67,614,379	
歳 出	合 計	197,023,623,435	172,129,352,716	17,662,955,106	7,231,315,613	24,894,270,719	

歳入歳出差引残額 11,354,537,920 円

令和 4 年 9 月 1 2 日提出
那覇市長 城間 幹子

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表
(一般会計)

区	分	金 額
1 予 算	現 額	197,023,623,435 円
2 歳 入	総 額	183,483,890,636
3 歳 出	総 額	172,129,352,716
4 歳 入 歳 出 差 引	額	11,354,537,920
5 翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費通次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	4,877,976,899
	(3)事故繰越し繰越額	2,390,208
	計	4,880,367,107
6 各 会 計 別 内 訳	(1)残高(翌年度へ繰越)	6,474,170,813
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市監査委員より提出された、令和3年度（2021年度）那覇市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況審査意見書の概要

審査意見

（１）総合意見

審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類は、法令に準拠して作成されており、計数に誤りはないものと認めた。

予算の執行状況については、おおむね適正になされているものと認めた。

（本市の経済環境等）

国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動を引き上げていく中で、持ち直しの動きがみられる。ただし、経済水準は依然コロナ前を下回っており、内外の経済動向や新型コロナウイルス感染症の経済に及ぼす影響を注視しながら、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っている。また、新型コロナウイルス感染症で明らかとなった行政サービス等における様々な課題に対処すべく、行政のデジタル化や規制改革などの環境整備により、デジタル社会の実現を目指している。

本市の財政は、新型コロナウイルス感染症の収束が見えないなか、歳入の自主財源の大半を占める市税収入においては、法人市民税の減少が続いている。一方、歳出においても、市立病院の建替えなど老朽化した公共施設の更新や国が推進する行政手続きのオンライン化、事務事業のDX化への対応など経費が増加し財政悪化が懸念される。

（決算の状況）

令和3年度一般会計の決算における実質収支は、64億7,417万円の黒字で、前年度の実質収支80億7,882万円に比べ16億465万円減となっている。

歳入は、1,834億8,389万円で前年度に比べ156億7,539万円減となっている。これは主に、特別定額給付金事業補助金の皆減により国庫支出金が213億1,523万円減、県支出金が18億8,162万円減、繰入金が18億782万円減となったためである。一方、繰越金が27億4,868万円増となったほか、地方交付税が18億7,723万円増、市債が15億3,032万円増、地方特例交付金が7億2,685万円増、市税が6億5,403万円増となっている。

歳出は、1,721億2,935万円で前年度に比べ181億5,953万円減となっている。これは主に、臨時特別給付金事業や特別定額給付金事業の減により民生費が249億5,219万円減、教育費が14億4,579万円減、土木費が6億9,524万円減となったためである。一方、衛生費が43億1,768万円増となったほか、公債費が27億5,787万円増、商工費が13億3,101万円増となっている。

また、歳入のうち翌年度へ繰り越すべき財源は48億8,036万円となっており、

前年度に比べ40億8,879万円増加している。繰越財源のうち25億2,120万円は沖縄の食の魅力発信拠点整備事業に充てられる。

土地区画整理事業等、7つの特別会計の実質収支合計額は、12億2,467万円の黒字で、前年度に比べ黒字額が6,669万円減少している。収支の変動が大きいものとして国民健康保険事業特別会計が前年度に比べ1,324万円増加し、介護保険事業特別会計が前年度に比べ5,530万円減少している。結果として、一般会計及び特別会計を合わせた実質収支は、前年度に比べ16億7,135万円減の76億9,884万円の黒字となっている。

（財政指標）

普通会計における財政指標では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は84.6%で、前年度に比べ5.7ポイント改善している。これは主に、人件費で1.3ポイント減、公債費で1.3ポイント減、扶助費で1.1ポイント減、繰出金で0.8ポイント減なったことによるものである。

実質公債費比率（令和元年度～令和3年度の平均）は8.5%で、前年度に比べ1.0ポイント改善している。これは主に、令和3年度決算において前年度に比べ元利償還金が1億6,302万円減少したこと及び標準財政規模が25億4,006万円増加したことによるものである。

同比率は平成25年度以降年々減少しているが、令和3年度末市債残高は1,366億7,217万円で、前年度に比べ10億4,799万円増となっており、そのうち臨時財政対策債の残高は563億8,733万円で、前年度に比べ17億6,125万円増となっている。

（繰越事業）

令和3年度から翌年度へ繰り越す事業の総額は、一般会計及び特別会計で176億6,295万円となっており、前年度に比べ118億4,696万円増となっている。これは主に、介護保険事業特別会計で1億9,488万円減少したものの、一般会計で120億4,184万円増加によるものである。

（むすび）

自主財源の根幹である市税の収納率は、令和3年度決算では98.4%と前年度に比べ0.8ポイントの上昇となっている。税目別では、前年度に比べマンション等の大型建築物の増加により固定資産税が10億1,433万円の増収となったほか、税率の引き上げにより市たばこ税が6億1,894万円の増収となっている。引き続き収納率の向上の取組を維持、充実されたい。

令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの事業を中止するとともに、保健所業務など職員の負担が増大した。今後も引き続き市民生活を守るための効果的な施策の実施が求められている。それらの財源確保のためにも、より効率的な財政運営と適正な事務執行が求められる。

歳入については、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕そくし、かつ、経済の現実に応じその収入を算定し、収入の増加に努められたい。

歳出については、法令の定めるところに従い、かつ、合理的な基準によりその

経費を算定し、経費の抑制に努められたい。

（２）個別意見

ア 歳入予算の計上について（財政課）

（ア）航空機燃料譲与税について

航空機燃料譲与税は、航空機燃料税の2/9相当額が地方譲与税として、空港関係都道府県（1/5）及び空港関係市町村（4/5）に、毎年度、9月及び3月に譲与される。

令和3年度は、令和3年9月30日に1億2,026万4,000円、令和4年3月31日に1億2,487万6,000円の歳入があり、歳入予算現額の9,506万2,000円に対し、収入済額が2億4,514万円で、1億5,007万8,000円の乖離がある。

地方財政法第3条第2項は、「地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。」と規定されている。また、那覇市予算決算規則第10条第1項は、部長は、予算の議決後に生じた理由により既定の予算を変更する必要があるときは、歳入補正予算見積書を企画財務部長に提出しなければならない旨定めている。

以上のことから、航空機燃料譲与税については、的確な歳入を見込み補正予算を計上すべきであった。

今後、歳入補正予算の計上に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

（イ）新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金について

新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、地方税法附則第63条及び附則第64条の規定による課税標準の特例により、道府県及び市町村の固定資産税及び都市計画税が減少する場合には、当該減収額を補填するため、同法附則第65条の規定に基づき交付される特別交付金である。

地方税法の当該附則に規定する課税標準の特例による減収額は、7億3,042万5,000円で、関係課にて令和3年度2月補正予算にて減額補正されている。一方、当該減収額を補填するための当該特別交付金は、予算現額1,000円に対し、収入済額が7億3,139万3,000円で、7億3,139万2,000円の乖離がある。

地方財政法第3条第2項は、「地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。」と規定されている。また、那覇市予算決算規則第10条第1項は、部長は、予算の議決後に生じた理由により既定の予算を変更する必要があるときは、歳入補正予算見積書を企画財務部長に提出しなければならない旨定めている。

以上のことから、地方税の減収があった場合には、その減収額に対する補填

となる当該特別交付金を増額する補正予算を計上すべきであった。

今後、歳入補正予算の計上に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

イ 支出事務について（クリーン推進課）

（ア）車両修繕料について

令和3年9月15日に車両修繕料返還金（過年度分）51,722円の収入がある。これは、車両修繕料を二重に支払ったことによる、修繕委託先からの返還金である。当該車両の修繕については、令和2年3月19日に車両の修繕完了検査を行い修繕料を支出したが、令和3年3月12日に同車両修繕に係る請求があったため、支出の際に完了検査を怠り、請求書のみの確認により二重に修繕料を支出した。

那覇市契約規則第50条第5項は、検査員は、その他の契約については完了の通知を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない旨定めている。また、那覇市会計規則第45条第1項第3号は、支出すべき時期が到来しているかを調査し、適正と認めたときは支出命令書を発行しなければならない旨定めている。

委託先からの誤請求によるものとはいえ、当該請求にかかる修繕の履行日及び支払い済みか否かを確認すべきであった。

今後、支出事務については、関係規則等を遵守し適正な事務処理を行われたい。

（イ）検査手数料について

令和3年10月12日に令和2年度分の手数料121,000円の支出がある。これは、令和3年3月22日に実施した計量器定期検査について同日に完了検査を行い、委託先から支払い請求があったにもかかわらず、令和2年度内の支出を怠り、令和3年度に支出したことによるものである。

那覇市会計規則第45条第1項第3号は、支出すべき時期が到来しているかを調査し、適正と認めたときは支出命令書を発行しなければならない旨定めている。

当該請求について、速やかに支払いすべきであった。

今後、支出事務については、関係規則等を遵守し適正な事務処理を行われたい。

那覇市告示第 359 号

令和 4 年 11 月 1 日

令和 4 年（2022年）9 月那覇市議会定例会で認定された令和 3 年度那覇市病院
事業債管理特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 3 年度 那覇市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算書

歳 入		(単位：円)					
款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 諸収入		216,700,000	216,698,687	216,698,687	0	0	1,313
	1 貸付金元利収入	216,700,000	216,698,687	216,698,687	0	0	1,313
歳 入	合 計	216,700,000	216,698,687	216,698,687	0	0	1,313

歳 出		(単位：円)				
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 公債費		216,700,000	216,698,687	0	1,313	1,313
	1 公債費	216,700,000	216,698,687	0	1,313	1,313
歳 出	合 計	216,700,000	216,698,687	0	1,313	1,313

歳入歳出差引残額

0 円

令和 4 年 9 月 1 2 日提出

那覇市長 城間 幹子

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

(病院事業債管理特別会計)

区	分	金	額
1 予	算	現	額
2 歳	入	総	額
3 歳	出	総	額
4 歳	入 出 差 引	額	0
5 翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費通次繰越額		0
	(2)繰越明許費繰越額		0
	(3)事故繰越し繰越額		0
	計		0
6 各 会 計 別 内 訳	(1)残高(翌年度へ繰越)		0
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)		0

那覇市告示第 360 号

令和 4 年 11 月 1 日

令和4年（2022年）9月那覇市議会定例会で認定された令和3年度那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 3 年度 那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入	款	項	予 算	現 額	調 定	額	収 入		不 納 欠	損 額	収 入	未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
							還 付 未 済 額	額					
1	介護保険料		5,361,812,000	5,725,697,827	5,725,697,827	5,475,854,437 11,832,696	5,475,854,437 11,832,696	35,880,970	225,795,116	△114,042,437			
		1 介護保険料	5,361,812,000	5,725,697,827	5,725,697,827	5,475,854,437 11,832,696	5,475,854,437 11,832,696	35,880,970	225,795,116	△114,042,437			
2	使用料及び手数料		1,953,000	3,544,360	3,544,360	3,544,360	3,544,360	0	0	△1,591,360			
		1 手数料	1,953,000	3,544,360	3,544,360	3,544,360	3,544,360	0	0	△1,591,360			
3	国庫支出金		6,840,633,000	6,963,981,467	6,963,981,467	6,963,981,467	6,963,981,467	0	0	△123,348,467			
		1 国庫負担金	4,723,559,000	4,827,075,345	4,827,075,345	4,827,075,345	4,827,075,345	0	0	△103,516,345			
2	国庫補助金		2,117,074,000	2,136,906,122	2,136,906,122	2,136,906,122	2,136,906,122	0	0	△19,832,122			
		2 国庫補助金	2,117,074,000	2,136,906,122	2,136,906,122	2,136,906,122	2,136,906,122	0	0	△19,832,122			
4	支払基金交付金		7,088,812,000	6,854,239,000	6,854,239,000	6,854,239,000	6,854,239,000	0	0	234,573,000			
		1 支払基金交付金	7,088,812,000	6,854,239,000	6,854,239,000	6,854,239,000	6,854,239,000	0	0	234,573,000			
5	県支出金		4,267,417,000	4,236,735,786	4,236,735,786	4,236,735,786	4,236,735,786	0	0	30,681,214			
		1 県負担金	3,464,637,000	3,436,767,475	3,436,767,475	3,436,767,475	3,436,767,475	0	0	27,869,525			
2	財政安定化基金支出金		1,000	0	0	0	0	0	0	1,000			
		2 財政安定化基金支出金	1,000	0	0	0	0	0	0	1,000			
3	県補助金		802,779,000	799,968,311	799,968,311	799,968,311	799,968,311	0	0	2,810,689			
		3 県補助金	802,779,000	799,968,311	799,968,311	799,968,311	799,968,311	0	0	2,810,689			
6	財産収入		644,000	643,911	643,911	643,911	643,911	0	0	89			
		1 財産運用収入	644,000	643,911	643,911	643,911	643,911	0	0	89			
7	繰入金		4,641,525,000	4,641,521,262	4,641,521,262	4,641,521,262	4,641,521,262	0	0	3,738			
		1 他会計繰入金	4,641,524,000	4,641,521,262	4,641,521,262	4,641,521,262	4,641,521,262	0	0	2,738			
2	基金繰入金		1,000	0	0	0	0	0	0	1,000			
		2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	0	0	1,000			
8	繰越金		1,152,025,000	1,152,024,443	1,152,024,443	1,152,024,443	1,152,024,443	0	0	557			
		1 繰越金	1,152,025,000	1,152,024,443	1,152,024,443	1,152,024,443	1,152,024,443	0	0	557			
9	諸収入		4,781,000	5,530,130	5,530,130	5,483,230	5,483,230	0	0	△702,230			
		1 延滞金、加算金及び過料	1,112,000	1,875,968	1,875,968	1,875,968	1,875,968	0	0	△763,968			

(単位: 円)

歳 入	款	項	予 算 現 額 調	定 額	収 入 滞 滞 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 滞 滞 未 済 額 と の 比 較
		2 雑入	3,669,000	3,654,162	3,607,262	0	46,900	61,738
10 市債			1,000	0	0	0	0	1,000
		1 市債	1,000	0	0	0	0	1,000
11 サービス収入			1,000	0	0	0	0	1,000
		1 予防給付費収入	1,000	0	0	0	0	1,000
歳 入		合 計	29,359,604,000	29,583,918,186	29,334,027,896 11,832,696	35,880,970	225,842,016	25,576,104

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	(単位:円)	
							予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較	
1 総務費			1,176,199,000	1,133,355,357	0	42,843,643		42,843,643
		1 総務管理費	886,512,000	873,229,038	0	13,282,962		13,282,962
		2 徴収費	34,520,000	31,469,468	0	3,050,532		3,050,532
2 保険給付費		3 介護認定審査会費	255,167,000	228,656,851	0	26,510,149		26,510,149
			25,196,325,000	24,200,915,390	0	995,409,610		995,409,610
		1 介護サービス等諸費	24,648,506,000	23,680,543,295	0	967,962,705		967,962,705
3 財政安定化基金拠出金		2 介護予防サービス等諸費	516,853,000	491,029,010	0	25,823,990		25,823,990
		3 その他諸費	30,966,000	29,343,085	0	1,622,915		1,622,915
			1,000	0	0	1,000		1,000
4 基金積立金		1 財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000		1,000
			568,013,000	568,010,309	0	2,691		2,691
		1 基金積立金	568,013,000	568,010,309	0	2,691		2,691
5 地域支援事業費			1,809,618,000	1,726,523,692	0	83,094,308		83,094,308
		介護予防・生活支援サービス事業費	919,965,000	882,503,535	0	37,461,465		37,461,465
		2 一般介護予防事業費	136,666,000	114,998,818	0	21,667,182		21,667,182
		3 包括的支援事業・任意事業費	749,134,000	725,375,232	0	23,758,768		23,758,768
6 諸支出金		4 その他諸費	3,853,000	3,646,107	0	206,893		206,893
			609,447,000	608,502,998	0	944,002		944,002
		1 償還金及び選付加算金	394,901,000	393,957,987	0	943,013		943,013
7 保健福祉事業費		2 繰出金	214,546,000	214,545,011	0	989		989
			1,000	0	0	1,000		1,000
		1 保健福祉事業費	1,000	0	0	1,000		1,000

歳 出		(単位：円)						
款	項	予 算	現 額	支 出	額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
	歳 出 合 計		29,359,604,000	28,237,307,746		0	1,122,296,254	1,122,296,254

歳入歳出差引残額 1,096,720,150 円

令和 4 年 9 月 1 2 日提出
那覇市長 城間 幹子

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（介護保険事業特別会計）

区 分		金 額
1 予 算	現 額	29,359,604,000 円
2 歳 入	総 額	29,334,027,896
3 歳 出	総 額	28,237,307,746
4 歳 入 歳 出	差 引 額	1,096,720,150
5 翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費通次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	0
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	0
6 各 会 計 別 内 訳	(1)残高(翌年度へ繰越)	1,096,720,150
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 361 号

令和 4 年 11 月 1 日

令和 4 年（2022年）9 月那覇市議会定例会で認定された令和 3 年度那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 3 年度 那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(単位：円)	
								予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1	国民健康保険税		5,353,613,000	7,232,411,243	5,755,503,912 21,574,517	147,815,671	1,350,666,177		△401,890,912
		1 国民健康保険税	5,353,613,000	7,232,411,243	5,755,503,912 21,574,517	147,815,671	1,350,666,177		△401,890,912
2	使用料及び手数料		7,375,000	8,056,320	8,056,320	0	0		△681,320
		1 手数料	7,375,000	8,056,320	8,056,320	0	0		△681,320
3	国庫支出金		61,119,000	61,607,000	61,607,000	0	0		△488,000
		1 国庫補助金	61,119,000	61,607,000	61,607,000	0	0		△488,000
4	県支出金		27,596,364,000	26,175,405,551	26,175,405,551	0	0		1,420,958,449
		1 県負担金	27,596,363,000	26,175,405,551	26,175,405,551	0	0		1,420,957,449
5	財産収入		1,000	0	0	0	0		1,000
		2 財政安定化基金支出金	1,000	0	0	0	0		1,000
6	繰入金		4,000	316	316	0	0		3,684
		1 財産運用収入	4,000	316	316	0	0		3,684
7	繰入金		4,964,186,000	4,313,898,716	4,313,898,716	0	0		650,287,284
		1 他会計繰入金	4,964,185,000	4,313,898,716	4,313,898,716	0	0		650,286,284
8	繰越金		1,000	0	0	0	0		1,000
		2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0		1,000
9	繰越金		51,899,000	51,898,210	51,898,210	0	0		790
		1 繰越金	51,899,000	51,898,210	51,898,210	0	0		790
10	繰越金		86,620,000	263,151,452	125,894,836	0	137,256,616		△39,274,836
		1 延滞金加算金及び過料	25,720,000	30,307,474	30,307,474	0	0		△4,587,474
11	繰越金		1,000	241	241	0	0		759
		2 預金利子	1,000	241	241	0	0		759
12	繰越金		60,899,000	232,843,737	95,587,121	0	137,256,616		△34,688,121
		3 雑入	60,899,000	232,843,737	95,587,121	0	137,256,616		△34,688,121
13	市債		1,000	0	0	0	0		1,000
		1 財政安定化基金貸付金	1,000	0	0	0	0		1,000

歳 入		(単位：円)					
款	項	予 算 現 額 調	定 額	収 入 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
歳 入 合 計		38,121,181,000	38,106,428,808	36,492,264,861 21,574,517	147,815,671	1,487,922,793	1,628,916,139

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	型 年 度 繰 越 額	不 用 額	(単位:円)	
							予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 総務費			684,086,000	649,770,411	0	34,315,589		34,315,589
		1 総務管理費	511,660,000	496,875,440	0	14,784,560		14,784,560
		2 徴税費	82,676,000	72,453,306	0	10,222,694		10,222,694
		3 運営協議会費	720,000	135,500	0	584,500		584,500
		4 収納率向上特別対策事業費	47,307,000	42,330,083	0	4,976,917		4,976,917
2 保険給付費		5 医療費適正化特別対策事業費	41,723,000	37,976,082	0	3,746,918		3,746,918
			26,496,788,000	25,097,447,767	0	1,399,340,233		1,399,340,233
		1 療養諸費	22,195,065,000	21,261,084,248	0	933,980,752		933,980,752
		2 高額療養費	4,109,281,000	3,671,948,502	0	437,332,498		437,332,498
		3 移送費	501,000	0	0	501,000		501,000
3 国民健康保険事業費納付金		4 出産育児諸費	180,691,000	153,990,017	0	26,700,983		26,700,983
		5 葬祭諸費	11,250,000	10,425,000	0	825,000		825,000
			10,216,138,000	10,216,134,605	0	3,395		3,395
		1 医療給付費分	7,753,936,000	7,753,934,448	0	1,552		1,552
		2 後期高齢者支援金等分	1,778,101,000	1,778,099,533	0	1,467		1,467
4 共同事業拠出金		3 介護納付金分	684,101,000	684,100,624	0	376		376
			1,000	0	0	1,000		1,000
		1 共同事業拠出金	1,000	0	0	1,000		1,000
			1,000	0	0	1,000		1,000
		1 財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000		1,000
6 保健事業費			264,298,000	206,923,018	0	57,374,982		57,374,982
		1 特定健康診査等事業費	227,323,000	175,920,522	0	51,402,478		51,402,478

歳 出		(単位：円)					
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較	
7 基金積立金	2 保健事業費	36,975,000	31,002,496	0	5,972,504	5,972,504	
		1,000	0	0	1,000	1,000	
8 公債費	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000	
		1,000	0	0	1,000	1,000	
9 諸支出金	1 財政安定化基金償還金	1,000	0	0	1,000	1,000	
		259,867,000	256,849,444	0	3,017,556	3,017,556	
	1 償還金及び還付加算金	207,773,000	204,807,143	0	2,965,857	2,965,857	
	2 繰出金	52,044,000	52,042,301	0	1,699	1,699	
10 予備費	3 指定公費の立替	50,000	0	0	50,000	50,000	
		200,000,000	0	0	200,000,000	200,000,000	
	1 予備費	200,000,000	0	0	200,000,000	200,000,000	
	歳 出 合 計	38,121,181,000	36,427,125,245	0	1,694,055,755	1,694,055,755	

歳入歳出差引残額 65,139,616 円

令和 4 年 9 月 1 2 日提出
那覇市長 城間 幹子

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

(国民健康保険事業特別会計)

区	分	金 額
1 予 算	現 額	38,121,181,000 円
2 歳 入	総 額	36,492,264,861
3 歳 出	総 額	36,427,125,245
4 歳 入 歳 出 差 引	額	65,139,616
5 翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費通次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	0
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	0
6 各 会 計 別 内 訳	(1)残高(翌年度へ繰越)	65,139,616
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 362 号

令和 4 年 11 月 1 日

令和 4 年（2022年）9 月那覇市議会定例会で認定された令和 3 年度那覇市後期
高齢者医療特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 3 年度 那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳 入		項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1	後期高齢者医療保険料		3,030,833,000	2,877,704,985	2,855,971,100 7,916,130	1,284,762	28,365,253	174,861,900
		1 後期高齢者医療保険料	3,030,833,000	2,877,704,985	2,855,971,100 7,916,130	1,284,762	28,365,253	174,861,900
2	使用料及び手数料		579,000	751,611	751,511	0	100	△172,511
		1 手数料	579,000	751,611	751,511	0	100	△172,511
3	繰入金		646,588,000	641,559,062	641,559,062	0	0	5,028,938
		1 一般会計繰入金	646,588,000	641,559,062	641,559,062	0	0	5,028,938
4	繰越金		16,153,000	16,152,051	16,152,051	0	0	949
		1 繰越金	16,153,000	16,152,051	16,152,051	0	0	949
5	諸収入		11,077,000	6,782,103	6,780,003	0	2,100	4,296,997
		1 延滞金、加算金及び過料	813,000	662,631	662,631	0	0	150,369
		2 償還金及び還付加算金	10,214,000	6,076,654	6,074,554	0	2,100	4,139,446
		3 預金利子	1,000	0	0	0	0	1,000
		4 雑入	49,000	42,818	42,818	0	0	6,182
歳 入		合 計	3,705,230,000	3,542,949,812	3,521,213,727 7,916,130	1,284,762	28,367,453	184,016,273

歳 出		(単位：円)					
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較	
1 総務費		43,842,000	38,967,962	0	4,874,038	4,874,038	
	1 総務管理費	30,264,000	29,237,775	0	1,026,225	1,026,225	
	2 徴収費	13,578,000	9,730,187	0	3,847,813	3,847,813	
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,651,063,000	3,455,952,172	0	195,110,828	195,110,828	
	後期高齢者医療広域連合納付金	3,651,063,000	3,455,952,172	0	195,110,828	195,110,828	
	1						
3 諸支出金		10,325,000	6,154,454	0	4,170,546	4,170,546	
	1 償還金及び還付加算金	10,213,000	6,042,954	0	4,170,046	4,170,046	
	2 繰出金	112,000	111,500	0	500	500	
歳 出	合 計	3,705,230,000	3,501,074,588	0	204,155,412	204,155,412	

歳入歳出差引残額 20,139,139 円

令和 4 年 9 月 1 2 日提出
那覇市長 城間 幹子

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

(後期高齢者医療特別会計)

区	分	金 額
1 予 算	現 額	3,705,230,000
2 歳 入	総 額	3,521,213,727
3 歳 出	総 額	3,501,074,588
4 歳 入 歳 出 差 引	額	20,139,139
5 翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費通次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	0
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	0
6 各 会 計 別 内 訳	(1)残高(翌年度へ繰越)	20,139,139
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 363 号

令和 4 年 11 月 1 日

令和 4 年（2022年）9 月那覇市議会定例会で認定された令和 3 年度那覇市母子
父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 3 年度 那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入		項	予 算	現 額	調 定	額	収 入 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
歳 入	款									
1	繰入金		2,053,000	2,053,000	2,053,000	0	0	0	0	0
	1 一般会計繰入金		2,053,000	2,053,000	2,053,000	0	0	0	0	0
2	諸収入		34,391,000	86,515,843	45,777,167	0	40,738,676	△11,386,167		
	1 貸付金元利収入		34,385,000	83,470,788	44,869,288	0	38,601,500	△10,484,288		
3	繰越金		66,381,000	66,381,607	66,381,607	0	0	△607		
	1 繰越金		66,381,000	66,381,607	66,381,607	0	0	△607		
4	市債		0	0	0	0	0	0	0	0
	1 市債		0	0	0	0	0	0	0	0
歳 入 合 計			102,825,000	154,950,450	114,211,774	0	40,738,676	△11,386,774		

(単位：円)

歳 出		(単位：円)				
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 民生費		101,520,000	72,751,757	0	28,768,243	28,768,243
	1 母子父子寡婦福祉費	101,520,000	72,751,757	0	28,768,243	28,768,243
2 諸支出金		1,305,000	1,304,962	0	38	38
	1 繰出金	1,305,000	1,304,962	0	38	38
歳 出	合 計	102,825,000	74,056,719	0	28,768,281	28,768,281

歳入歳出差引残額 40,155,055 円

令和 4 年 9 月 1 2 日提出
那覇市長 城間 幹子

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

(母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計)

区	分	金 額
1 予 算	現 額	102,825,000
2 歳 入	総 額	114,211,774
3 歳 出	総 額	74,056,719
4 歳 入 歳 出	差 引 額	40,155,055
5 翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費通次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	0
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	0
6 各 会 計 別 内 訳	(1)残高(翌年度へ繰越)	40,155,055
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0

円

那覇市告示第 364 号

令和 4 年 11 月 1 日

令和4年（2022年）9月那覇市議会定例会で認定された令和3年度那覇市土地
画整理事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 3 年度 那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入		款	項	予 算	現 額	調 定	額	収 入	入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
					2,000		80		80	0	0	1,920
1		使用料及び手数料			1,000		80		80	0	0	920
2		財産収入			1,000		0		0	0	0	1,000
					4,000		216		216	0	0	3,784
1		真嘉比古島第二財産運用収入			1,000		19		19	0	0	981
2		真嘉比古島第一地区財産運用収入			3,000		197		197	0	0	2,803
3		繰入金			3,894,000		3,894,000		3,894,000	0	0	0
1		総務管理繰入金			1,234,000		1,234,000		1,234,000	0	0	0
2		真嘉比古島第二繰入金			2,660,000		2,660,000		2,660,000	0	0	0
4		繰越金			3,877,000		3,874,651		3,874,651	0	0	2,349
1		総務管理繰越金			1,323,000		1,322,233		1,322,233	0	0	767
2		真嘉比古島第一地区繰越金			246,000		245,347		245,347	0	0	653
3		真嘉比古島第二繰越金			2,308,000		2,307,071		2,307,071	0	0	929
5		諸収入			2,000		0		0	0	0	2,000
1		真嘉比古島第一地区延滞金、加算金及び通料			1,000		0		0	0	0	1,000
2		真嘉比古島第二地区延滞金、加算金及び通料			1,000		0		0	0	0	1,000
6		保留地処分金			4,590,000		0		0	0	0	4,590,000
1		真嘉比古島第二保留地処分金			4,590,000		0		0	0	0	4,590,000
7		清算徴収金			4,159,000		44,130,775		5,166,755	476,539	38,487,481	△1,007,755
1		真嘉比古島第一地区清算徴収金			882,000		17,090,446		1,479,920	0	15,610,526	△597,920
2		真嘉比古島第二地区清算徴収金			3,277,000		27,040,329		3,686,835	476,539	22,876,955	△409,835
歳 入		合 計			16,528,000		51,899,722		12,935,702	476,539	38,487,481	3,592,298

歳 出		(単位：円)					
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較	
1 土地区画整理総務費		9,274,000	8,544,266	0	729,734	729,734	
	1 総務管理費	9,274,000	8,544,266	0	729,734	729,734	
2 土地区画整理事業費		740,000	0	0	740,000	740,000	
	1 真嘉比古島第二土地区画整理費	740,000	0	0	740,000	740,000	
3 清算費		0	0	0	0	0	
	1 真嘉比古島第二地区清算費	0	0	0	0	0	
4 基金積立金		4,594,000	216	0	4,593,784	4,593,784	
	1 真嘉比古島第一地区基金積立金	3,000	197	0	2,803	2,803	
	2 真嘉比古島第二基金積立金	4,591,000	19	0	4,590,981	4,590,981	
5 公債費		1,920,000	1,919,999	0	1	1	
	1 公債費	1,920,000	1,919,999	0	1	1	
歳 出	合 計	16,528,000	10,464,481	0	6,063,519	6,063,519	

歳入歳出差引残額 2,471,221 円

令和 4 年 9 月 1 2 日提出
那覇市長 城間 幹子

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

(土地区画整理事業特別会計)

区 分		金 額
1 予 算	現 額	円 16,528,000
2 歳 入	総 額	12,935,702
3 歳 出	総 額	10,464,481
4 歳 入 歳 出	差 引 額	2,471,221
5 翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費通次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	0
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	0
6 各 会 計 別 内 訳	(1)残高(翌年度へ繰越)	2,471,221
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 365 号

令和 4 年 11 月 1 日

令和4年（2022年）9月那覇市議会定例会で認定された令和3年度那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 3 年度 那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入		(単位：円)						
款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	
1 繰入金		321,466,000	321,466,000	321,466,000	0	0	0	
	1 一般会計繰入金	321,466,000	321,466,000	321,466,000	0	0	0	
2 繰越金		1,037,000	1,036,569	1,036,569	0	0	431	
	1 繰越金	1,037,000	1,036,569	1,036,569	0	0	431	
歳 入	合 計	322,503,000	322,502,569	322,502,569	0	0	431	

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 都市再開発事業費		1,893,000	1,847,313	0	45,687	45,687
	1 都市再開発事業費	1,893,000	1,847,313	0	45,687	45,687
2 公債費		320,610,000	320,609,257	0	743	743
	1 公債費	320,610,000	320,609,257	0	743	743
歳 出	合 計	322,503,000	322,456,570	0	46,430	46,430

歳入歳出差引残額 45,999 円

令和 4 年 9 月 1 2 日提出
那覇市長 城間 幹子

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

(市街地再開発事業特別会計)

区	分	金 額
1 予 算	現 額	322,503,000 円
2 歳 入	総 額	322,502,569
3 歳 出	総 額	322,456,570
4 歳 入 歳 出	差 引 額	45,999
5 翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	0
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	0
6 各 会 計 別 内 訳	(1)残高(翌年度へ繰越)	45,999
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 366 号

令和 4 年 11 月 1 日

令和4年9月那覇市議会定例会で認定された令和3年度那覇市水道事業会計決算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和3年度那覇市水道事業決算報告書

(1)収益的収入及び支出

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3 項の規定による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 水道事業収益	8,040,329,000	△ 276,866,000	0	7,763,463,000	7,592,160,612	△ 171,302,388	円
第1項 営業収益	7,447,958,000	△ 219,517,000	0	7,228,441,000	7,043,895,909	△ 184,545,091	(うち仮受消費税及び地方消費税 636,058,267)
第2項 営業外収益	592,370,000	△ 110,071,000	0	482,299,000	493,486,376	11,187,376	(5,620,517)
第3項 特別利益	1,000	52,722,000	0	52,723,000	54,778,327	2,055,327	(178,980)

支 出

区 分	予 算 額							決 算 額	地方公 営企業 法第26 条第2 項の規 定によ る繰越 額	不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額				
第1款 水道事業費用	7,605,662,000	△ 392,808,000	0	0	0	7,212,854,000	0	7,212,854,000	0	284,839,785	円
第1項 営業費用	7,486,575,000	△ 450,801,000	0	△ 614,000	0	7,035,160,000	0	7,035,160,000	0	247,664,543	円 (うち仮払消費税及び地方消費税 451,851,691)
第2項 営業外費用	97,687,000	57,993,000	0	0	0	155,680,000	0	155,680,000	0	16,937,822	円 消費税及び地方消費税納税額 105,352,200
第3項 特別損失	1,400,000	0	0	614,000	0	2,014,000	0	2,014,000	0	237,420	円 (うち仮払消費税及び地方消費税 133,477)
第4項 予備費	20,000,000	0	0	0	0	20,000,000	0	20,000,000	0	20,000,000	円

(2) 資本的収入及び支出

区 分	予 算 額					決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の現 定による繰越額に係る財源充 当額	経費 通次繰 越額に 係る財源 充当額	合 計		
第1款 資本的収入	335,489,000	21,000	335,510,000	66,442,000	0	401,952,000	△ 200,231,770	円
第1項 補助金	217,000,000	0	217,000,000	66,442,000	0	283,442,000	△ 132,828,000	(翌年度繰越財源充当額 46,189,000)
第2項 他会計 負担金	76,509,000	△ 9,901,000	66,608,000	0	0	66,608,000	△ 41,263,770	
第3項 他会計貸付 金償還金	27,240,000	△ 1,478,000	25,762,000	0	0	25,762,000	0	
第4項 その他資本 的収入	14,740,000	11,400,000	26,140,000	0	0	26,140,000	△ 26,140,000	

支 出

区 分	予 算 額						翌年度繰越額				不 用 額	備 考		
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	経費通次繰越額	合 計	決算額	地方公営企業法第26条の規定による繰越額			経費通次繰越額	合 計
第1款 資本的支出	2,631,936,000	1,264,232,000	0	0	3,896,168,000	678,311,400	0	4,574,479,400	3,573,810,971	703,717,100	195,198,000	898,915,100	101,753,329	円
第1項 建設改良費	1,544,471,000	△ 252,628,000	0	0	1,291,843,000	678,311,400	0	1,970,154,400	1,023,387,716	703,717,100	195,198,000	898,915,100	47,851,584	うち仮払消費税及び 地方消費税 82,778,709)
第2項 企業債償還金	265,601,000	0	0	0	265,601,000	0	0	265,601,000	265,600,045	0	0	0	955	
第3項 投資	809,100,000	1,511,500,000	0	0	2,320,600,000	0	0	2,320,600,000	2,271,700,000	0	0	0	48,900,000	
第4項 その他資本的支出	7,764,000	5,360,000	0	0	13,124,000	0	0	13,124,000	13,123,210	0	0	0	790	
第5項 予備費	5,000,000	0	0	0	5,000,000	0	0	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	

資本的収入額(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額46,189,000円を除く)が資本的支出額に不足する額3,418,279,741円は、当年度分消費税資本的収支調整額82,778,709円、繰越工事
資金43,558,000円、減価償却金265,600,045円、建設改良積立金767,281,777円及び過年度分損益勘定留保資金2,259,061,210円で補てんした。

令和3年度那覇市水道事業剰余金計算書
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

	資 本 金	剰 余 金						(単位：円)			
		受 許 費 償 還 金	国 庫（県）補助金	資 本 剰 余 金		剰 余 金		利 益 改 正 金	繰 上 償 還 金	剰 余 金	
				資 本 金	資 本 剰 余 金	資 本 金	資 本 剰 余 金			資 本 金	資 本 剰 余 金
前年度末残高	16,281,451,048	321,419,706	1,984,471,045	2,305,890,751	2,305,890,751	1,289,688,595	4,529,958,262	2,043,803,653	7,863,450,510	26,450,792,309	
前年度処分額	841,155,567	0	0	0	0	0	1,202,648,086	△ 2,043,803,653	△ 841,155,567	0	0
繰上償還の繰上による処分額	0	0	0	0	0	0	1,202,648,086	△ 1,202,648,086	0	0	0
繰上償還の繰上による処分額	0	0	0	0	0	0	1,202,648,086	△ 1,202,648,086	0	0	0
繰上償還の繰上による処分額	841,155,567	0	0	0	0	0	0	△ 841,155,567	△ 841,155,567	0	0
繰上償還の繰上による処分額	265,979,531	0	0	0	0	0	0	△ 265,979,531	△ 265,979,531	0	0
繰上償還の繰上による処分額	575,176,036	0	0	0	0	0	0	△ 575,176,036	△ 575,176,036	0	0
繰上償還の繰上による処分額	17,122,606,615	321,419,706	1,984,471,045	2,305,890,751	2,305,890,751	1,289,688,595	5,732,606,348	0	7,022,294,943	26,450,792,309	
当年度変動額	0	0	0	0	0	△ 265,600,045	△ 767,281,777	1,611,841,364	578,959,542	578,959,542	0
企業債の償還	0	0	0	0	0	△ 265,600,045	0	265,600,045	0	0	0
繰上償還の繰上による処分額	0	0	0	0	0	0	△ 767,281,777	767,281,777	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	578,959,542	578,959,542	578,959,542	0
当年度末残高	17,122,606,615	321,419,706	1,984,471,045	2,305,890,751	2,305,890,751	1,024,088,550	4,965,324,571	1,611,841,364	7,601,254,485	27,029,751,851	

※ 那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

令和3年度那覇市水道事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資 本 剰 余 金	未処分利益剰余金	(単位：円)
当年度末残高	17,122,606,615	2,305,890,751	1,611,841,364	
繰上償還の繰上による処分額	0	0	△ 578,959,542	
繰上償還の繰上による処分額	0	0	△ 578,959,542	
繰上償還の繰上による処分額	1,032,881,822	0	△ 1,032,881,822	
繰上償還の繰上による処分額	265,600,045	0	△ 265,600,045	
繰上償還の繰上による処分額	767,281,777	0	△ 767,281,777	
繰上償還の繰上による処分額	18,155,488,437	2,305,890,751	0	

※ 那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

令和3年度那覇市水道事業貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
1 固 定 資 産		3 固 定 負 債	
(1) 有形固定資産		(1) 企業債	
イ 土地	1,084,356,151	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	773,576,066
ロ 建物	2,156,026,476	企業債合計	
減価償却累計額	<u>△ 1,233,897,670</u>		
ハ 構築物	42,497,327,891	(2) 引当金	
減価償却累計額	<u>△ 22,077,103,170</u>	イ 退職給付引当金	655,870,088
ニ 機械及び装置	2,431,055,245	ロ 修繕引当金	<u>676,996,000</u>
減価償却累計額	<u>△ 1,514,523,587</u>	引当金合計	<u>1,332,866,088</u>
ホ 車両運搬具	44,675,057	固定負債合計	2,106,442,154
減価償却累計額	<u>△ 30,423,226</u>		
ヘ 工具、器具及び備品	463,555,278	4 流動負債	
減価償却累計額	<u>△ 306,653,755</u>	(1) 企業債	
ト 建設仮勘定	23,768,504,946	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	250,512,484
有形固定資産合計		企業債合計	
(2) 無形固定資産		(2) 未払金	250,512,484
イ 電話加入権	913,300	(3) 預り金	751,274,598
ロ ソフトウェア	<u>12,515,283</u>	(4) 引当金	171,796,888
無形固定資産合計	13,428,583	イ 賞与等引当金	
(3) 投資資産		引当金合計	<u>60,168,459</u>
イ 投資有価証券	1,497,304,000	流動負債合計	
ロ 長期貸付金	2,515,246,000		
ハ その他投資	<u>2,405,000</u>	5 繰延収益	
投資合計	<u>4,014,955,000</u>	(1) 長期前受金	
固定資産合計	27,796,888,529	イ 受贈財産評価額	311,065,443
		収益化累計額	<u>△ 144,784,540</u>
2 流動資産		ロ 寄附金	166,280,903
(1) 現金預金	9,364,607,525	収益化累計額	<u>70,000,000</u>
(2) 未収金	1,191,041,947	収益化累計額	<u>△ 18,899,998</u>
貸倒引当金	<u>△ 6,116,626</u>	ハ 工事負担金	51,100,002
(3) 有価証券	1,184,925,021	収益化累計額	1,791,043,096
(4) 貯蔵品	99,880,000	ニ 国庫（県）補助金	<u>△ 1,002,107,039</u>
(5) 短期貸付金	57,612,089	収益化累計額	<u>14,640,276,655</u>
(6) 前払金	49,992,000	ホ 他会計負担金	<u>△ 7,542,444,038</u>
	<u>171,469,615</u>	収益化累計額	<u>115,240,565</u>
流動資産合計	10,928,486,220	ヘ 補償金	7,097,832,617
資産合計	<u>38,725,374,749</u>	収益化累計額	<u>△ 19,954,968</u>
		繰延収益合計	96,305,597
		負債合計	<u>155,973,139</u>
		繰延収益合計	<u>8,355,428,315</u>
		負債合計	<u>11,695,622,898</u>

6 資 本 金			
7 剰 余 金			17,122,606,615
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 受贈財産評価額	321,419,706		
ロ 国庫（県）補助金	1,984,471,045		
資本剰余金合計		2,305,890,751	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 減 債 積 立 金	1,024,088,550		
ロ 建 設 放 良 積 立 金	4,965,324,571		
ハ 当年度末処分利益剰余金	1,611,841,364		
利益剰余金合計		7,601,254,485	
剰 余 金 合 計			9,907,145,236
資 本 合 計			27,029,751,851
負 債 資 本 合 計			33,725,374,749

令和3年度那覇市水道事業会計決算審査意見

第7 審査の結果

7 まとめ

(1) 総合意見

市長から審査に付された決算その他関係書類は、前記事項のとおり審査した限りにおいて、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められる。

(決算の状況)

業務量については、給水人口（行政区域内人口）は、31万4,159人で前年度に比べ730人（0.2%）減少し、給水戸数は、16万8,611戸で前年度に比べ690戸（0.4%）増加した。年間総配水量は、3,644万9,023㎥で前年度に比べ39万529㎥（1.1%）減少し、年間有収水量は、3,498万701㎥で前年度に比べ56万7,819㎥（1.6%）減少している。

損益収支については、総事業収益が69億5,031万円で前年度に比べ9,047万円（1.3%）増加している。これは、営業外収益8,697万円、特別利益1億7,308万円それぞれ減少したものの、営業収益が3億5,053万円増加したことによるものである。

総事業費用は、63億7,135万円で前年度に比べ2億1,480万円（3.3%）減少している。これは、営業費用2億322万円、営業外費用932万円及び特別損失226万円それぞれ減少したことによるものである。

当年度純利益は、5億7,895万円で前年度と比較して3億528万円（111.6%）の増加となっている。

(財務指標)

財務比率について、固定比率は、前年度に比べ4.8ポイント増加し、78.6%となっており、自己資本の範囲内で固定資産が調達されている。流動比率885.8%及び当座比率855.1%は、高率で推移しており、企業としての安全性及び支払能力は高く保たれている。

労働生産性については、前年度に比べ、職員一人当たりの給水人口57人、有収水量12,277㎥それぞれ減少したものの、営業収益が3,363万円増加している。これは主に損益勘定所属職員が1人増となったこと、有収水量が減少したものの、営業収益が増加となったためである。これら労働生産性に関する指標については、類似事業平均値と比較していずれも平均値を上回っている。

(むすび)

令和3年度決算は、営業収益において給水収益が、前年度に比べ3億5,112万円（6.0%）増加している。しかしながら、コロナ禍における社会経済活動が回復していない中、有収水量が減少している状況が続いており、コロナ禍以前の水準まで達していない。一方、営業費用において、職員給与費の減少等があり前年度に比べ2億322万円減少した。結果として、当年度純利益として5億7,895万円を計上している。

水道施設については、引き続き耐震化を推進しているが、管路経年化率が増加傾

向にあり、施設更新に係る費用が後年度において増加していくと思慮される。

今後も安定的な水道事業を維持するために、「那覇市水道施設（耐震化）基本計画」に基づき計画的に施設更新を推進するとともに、「那覇市水道事業経営戦略」による効率的な事業運営を行い、経営基盤の強化に努められたい。

（2）個別意見

ア 繰越財源について

水道工務課では、令和3年度水道事業会計予算において、水道事業と下水道事業の共同の施設として建設する上下水道局災害用備蓄倉庫建設工事（以下、「当該工事」という。）に係る経費（第1款資本的支出/第1項建設改良費/第2目営業設備費/工事請負費）と経費の一部に充てる下水道事業会計の負担分の財源（第1款資本的収入/第2項他会計負担金/第1目他会計負担金/他会計負担金）を計上している。

当該工事は、令和3年度内の完了が困難となったため、令和4年度に経費を繰り越しているが、財源は繰り越さず不用額とし、令和3年度水道事業会計予算繰越計算書では、水道事業の経営に伴う収入で生じた建設改良積立金を充てている。

一方、令和3年度下水道事業会計予算繰越計算書では、水道事業会計への負担分の経費（第1款資本的支出/第1項建設改良費/第2目営業設備費/施設費）を繰り越している。

地方自治法施行令第146条第1項では、「翌年度に繰り越して使用しようとする支出予算の経費については、当該経費に係る支出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。」と定められている。

また、地方自治法第208条第2項では、「各会計年度における経費は、その年度の収入でもって、これに充てなければならない。」と会計年度独立の原則が定められており、会計年度所属区分を明確化する必要がある。

地方自治法施行令第142条第1項第3号ただし書では、「地方交付税、地方贈与税、交付金、負担金、補助金、地方債その他これらに類する収入及び他の会計から繰り入れるべき収入は、その収入を計上した予算の属する年度」と会計年度所属区分が定められている。

さらに、地方公営企業法第17条の2第1項第1号では、「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費は、他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。」と経費の負担の原則が定められている。

以上の関係法令に照らせば、会計年度所属区分に基づき、財源については、その収入を計上した令和3年度繰越予算とすべきである。また、経費の負担の原則に基づき、当該工事の経費のうち下水道事業会計の負担分については、水道事業の経営に伴う収入で生じた建設改良積立金をもって充てることが適当でない経費である。

今後は関係法令に基づき適切に予算の繰越の手続きを行われたい。

那覇市告示第 367 号

令和 4 年 11 月 1 日

令和4年9月那覇市議会定例会で認定された令和3年度那覇市下水道事業会計決算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和3年度那覇市下水道事業決算報告書

(1)収益的収入及び支出

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 下水道事業収益	円 5,445,525,000	円 △ 236,380,000	円 0	円 5,209,148,000	円 5,059,765,650	円 △ 149,382,350	円
第1項 営業収益	4,286,625,000	△ 236,261,000	0	4,050,367,000	3,885,569,341	△ 164,797,659	うち反受消費税及び地方消費税 307,429,809)
第2項 営業外収益	1,158,891,000	△ 6,968,000	0	1,151,923,000	1,166,135,568	14,212,568	うち反受消費税及び地方消費税 17,874)
第3項 特別利益	9,000	6,849,000	0	6,858,000	8,060,741	1,202,741	うち反受消費税及び地方消費税 24,008)

支出

区 分	予 算 額								決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2項 の規定によ る繰越額	不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	地方公営 企業法第 26条第2項 の規定によ る繰越額	合 計	地方公営 企業法第 26条第2項 の規定によ る繰越額				
第1款 下水道事業費用	円 5,273,915,000	円 △ 132,329,000	円 0	円 0	円 0	円 5,141,586,000	円 5,141,586,000	円 5,012,855,778	円 0	円 128,730,222	円	円
第1項 営業費用	4,983,303,000	△ 127,885,000	0	△ 495,000	0	4,854,923,000	4,854,923,000	4,757,274,862	0	97,648,138	うち反払消費税及び地方消費税 233,077,805)	うち反払消費税及び地方消費税 233,077,805)
第2項 営業外費用	268,625,000	△ 4,444,000	0	0	0	264,181,000	264,181,000	253,832,608	0	10,348,392	うち消費税及び地方消費税繰越額 45,484,400)	うち消費税及び地方消費税繰越額 45,484,400)
第3項 特別損失	1,987,000	0	0	495,000	0	2,482,000	2,482,000	1,748,308	0	733,692	うち反払消費税及び地方消費税 114,043)	うち反払消費税及び地方消費税 114,043)
第4項 予備費	20,000,000	0	0	0	0	20,000,000	20,000,000	0	0	20,000,000	0	0

(2)資本的収入及び支出

区 分	予 算 額					決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規 定による繰越額に係る財源充 当額	経費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計		
第1款 資本的収入	円 1,402,794,000	円 △ 93,700,000	円 1,309,094,000	円 557,557,348	円 0	円 1,866,651,348	円 △ 533,872,126	円
第1項 企業債	594,600,000	△ 38,600,000	556,000,000	223,000,000	0	779,000,000	△ 227,300,000	
第2項 補助金	544,978,000	△ 40,850,000	504,128,000	334,557,348	0	838,685,348	△ 285,890,921	(翌年度繰越財源充当額 47,124,000)
第3項 他会計負担金	262,142,000	△ 14,250,000	247,892,000	0	0	247,892,000	△ 20,801,005	(翌年度繰越財源充当額 10,133,489)
第4項 その他 資本的収入	1,074,000	0	1,074,000	0	0	1,074,000	119,800	

支 出

区 分	予 算 額					決 算 額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用 増減額	小 計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額	経費通 次繰越 額	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額	合 計		
第1款 資本的支出	円 2,392,723,000	円 △ 122,654,000	円 0	円 0	円 2,270,069,000	円 582,466,812	円 0	円 599,349,605	円 0	円 21,005,517	円
第1項 建設改良費	1,415,002,000	△ 121,454,000	0	0	1,293,548,000	582,466,812	0	599,349,605	0	15,444,849	(うち仮払消費税及び 地方消費税 90,349,794)
第2項 企業債償還金	968,721,000	0	0	0	968,721,000	0	0	0	0	668	
第3項 投 資	4,000,000	△ 1,200,000	0	0	2,800,000	0	0	0	0	560,000	
第4項 予備費	5,000,000	0	0	0	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	

資本的収入額(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額57,257,489円を除く。)が資本的支出額に不足する額56,658,957円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額42,934,242円、繰越工事資金4,909,464円、
通年度分損益勘定留保資金623,918,858円及び当年度分損益勘定留保資金284,896,393円で補てんした。

令和3年度那覇市下水道事業損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：円)

1 営 業 収 益					
(1) 下水道使用料	3,037,456,438				
(2) 雨水処理負担金	490,373,354				
(3) 再生水売却収益	42,694,540			8,036,733	
(4) その他営業収益	<u>7,615,200</u>	3,578,139,582			
2 営 業 費 用					
(1) 管 渠 費	354,680,263				6,402,468
(2) ポンプ場費	39,996,958				3,975,630
(3) 雨水処理費	150,484,911				108,903,244
(4) 排水設備費	56,429,028				
(5) 業務費	1,893,905,256				
(6) 総係費	228,400,727				
(7) 減価償却費	1,799,842,876				0
(8) 資産減耗費	<u>457,038</u>	<u>4,524,197,057</u>			<u>112,878,874</u>
営 業 損 失					
		946,057,525			
3 営 業 外 収 益					
(1) 受取利息	1,617,741				
(2) 他会計負担金	250,215,394				
(3) 補助金	11,918,020				
(4) 長期前受金戻入	897,259,908				
(5) 土地物件収益	3,884,830				
(6) 雑 収 益	<u>1,262,478</u>	<u>1,166,158,371</u>			
4 営 業 外 費 用					
(1) 支払利息	208,210,777				
(2) 雑 支 出	<u>14,316,907</u>	<u>222,527,684</u>			
経 常 損 失					
				943,630,687	2,426,838

令和3年度那覇市下水道事業剰余金計算書
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：円)

	資本金	剰余金					金		
		剰余金		剰余金		受贈財産 評価額	利益		資本合計
		国庫（県）補助金	他会計負担金	資本剰余金 合計	未処分 利益剰余金		利益剰余金 合計	利益剰余金 合計	
前年度末残高	14,567,384,458	309,527,051	19,085,246	530,796,364	564,798,477		564,798,477	564,798,477	15,662,984,299
前年度処分額	455,895,233	0	0	0	△ 455,895,233		△ 455,895,233	△ 455,895,233	0
※1 第4条による処分額	455,895,233	0	0	0	△ 455,895,233		△ 455,895,233	△ 455,895,233	0
減価償却金の目的使用による未処分利益剰余金 の資本金への組入れ	455,895,233	0	0	0	△ 455,895,233		△ 455,895,233	△ 455,895,233	0
処分後残高	15,023,284,691	309,527,051	19,085,246		(繰越利益剰余金)		108,903,244	108,903,244	15,662,984,299
当年度変動額	0	72,646,495	3,855,640	76,892,451	3,975,630		3,975,630	3,975,630	80,868,081
受贈財産の受入	0	390,316	0	390,316	0		0	0	390,316
国庫（県）補助金の受入	0	0	0	72,646,495	0		0	0	72,646,495
他会計負担金の受入	0	0	0	3,855,640	0		0	0	3,855,640
当年度純利益	0	0	0	0	3,975,630		3,975,630	3,975,630	3,975,630
当年度末残高	15,023,284,691	382,173,546	22,940,886	607,668,815	112,878,874		112,878,874	112,878,874	15,743,862,380

※1 那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

令和3年度那覇市下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	15,023,284,691	607,668,815	112,878,874
処分後残高	15,023,284,691	607,668,815	(繰越利益剰余金) 112,878,874

令和3年度那覇市下水道事業貸借対照表

(令和4年3月31日)

資 産 の 部		(単位：円)		負 債 の 部	
1 固 定 資 産					
(1) 有形固定資産					
イ 土地					
ロ 建物	176,150,594		1,986,017,421		
ハ 構築物	△ 89,903,869	86,246,725		11,570,039,350	
ニ 機械及び装置	67,869,086,718				
ホ 車両運搬具	△ 28,584,659,067	39,274,387,651		413,539,926	
ヘ 工具、器具及び備品	888,270,866				11,983,579,276
ト 建設仮勘定	△ 564,585,873				
有形固定資産合計	6,584,431	283,684,992			
(2) 無形固定資産	△ 4,234,896	2,349,535			
イ 地上権	44,488,341				
ロ 施設利用権	△ 32,249,024	12,239,317			
ハ ソフトウェア		1,183,628,402			
無形固定資産合計		42,838,554,043			
(3) 投資					
イ 長期貸付金	3,259,800				
ロ その他投資	△ 99,350	3,200,550			
投資合計	4,147,000				
固定資産合計	7,347,550	47,356,722,030			
2 流動資産					
(1) 現金預金					
(2) 未収金					
(3) 前払金					
流動資産合計					
3 国定負債					
(1) 企業債					
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債					
(2) 引当金					
イ 退職給付引当金					
ロ 引当金合計					
固定負債合計					
4 流動負債					
(1) 企業債					
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債					
(2) 未払金					
(3) 預り金					
(4) 引当金					
イ 賞与等引当金					
ロ 引当金合計					
流動負債合計					
5 繰延収益					
(1) 長期前受金					
イ 受贈財産評価額					
ロ 国庫（県）補助金					
ハ 収益化累計額					
ニ 収益化累計額					
繰延収益合計					
負債合計					
6 資本金					
7 剰余金					
(1) 資本剰余金					
イ 受贈財産評価額					
ロ 国庫（県）補助金					
ハ 他会計負担金					
(2) 利益剰余金					
イ 当年度末処分利益剰余金					
ロ 利益剰余金合計					
資本金合計					
負債資本合計					

令和3年度那覇市下水道事業会計決算審査意見

第7 審査の結果

7 まとめ

(1) 総合意見

市長から審査に付された決算その他関係書類は、前記事項のとおり審査した限りにおいて、法令に適合し、かつ、正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められる。

(決算の状況)

業務量については、使用戸数は、16万149戸で前年度に比べ1,267戸（0.8%）増加し、年間総排水量は、3,376万3,145 m^3 で前年度に比べ57万7,737 m^3 （1.7%）、年間有収水量は3,376万2,988 m^3 で前年度に比べ57万7,785 m^3 （1.7%）それぞれ減少しており、年間有収率は、前年度と同じく99.9%となっている。

損益収支については、総事業収益は47億5,233万円であり、前年度に比べ5,770万円（1.2%）減少している。これは、特別利益は462万円増加したものの、営業収益3,742万円、営業外収益2,490万円それぞれ減少したことによるものである。一方、総事業費用は、47億4,835万円の前年度に比べ4,722万円（1.0%）増加しており、これは、営業外費用1,811万円、特別損失1,395万円それぞれ減少したものの、営業費用が7,929万円増加したことによるものである。この結果、当年度純利益は、397万円で、前年度に比べ1億492万円（96.3%）の減少となっている。

(財務指標)

経営分析の結果から収益性の面をみると、損益に関する指標である総収支比率100.1%は前年度に比べ2.2ポイント減少、営業収支比率79.1%は、前年度に比べ2.2ポイント減少している。企業の支払能力を示す流動比率は、326.1%で前年度に比べ9.2ポイント増加している。また、固定資産がどの程度自己資本でまかなわれているかを示す固定比率は、121.4%で前年度に比べ1.2ポイント減少している。

労働生産性については、「那覇市上下水道局における会計間の負担等に関する事務取扱基準（平成30年12月28日上下水道事業管理者決裁）」において、人件費の負担割合を明確にしたことに伴い平成30年度に損益勘定所属職員が15人の増員となった。令和3年度も同人数であるが、前年度に比べ、職員一人当たりの有収水量13,756 m^3 、営業収益89万円それぞれ減少している。

(むすび)

令和3年度決算は、営業収益において下水道使用料が、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年度に比べ5,541万円（1.8%）の減少となっている。一方で、営業費用においては、令和2年度の沖縄県の流域下水道維持管理負担金の単価の増額改定に伴い増加となっている。

結果的に、料金水準の妥当性を示す経費回収率は前年度比3.18ポイント減の94.5%で、令和2年度に引き続き、基準となる100.0%を下回っており厳しい状況

が続くと思慮される。

さらに、本市の下水道整備状況は、行政人口に対する公共下水道の普及率が98.3%で、令和2年度末の全国平均80.1%（令和3年8月31日国土交通省発表）と比較し、高い水準となっているが、下水道施設は、昭和47年の本土復帰以降に整備したものが多く、老朽化が進み順次法定耐用年数を超えることになる。それに伴い、施設の更新に係る費用が増加すると見込まれる。

今後も安定的な下水道事業運営を持続するために、令和元年度に策定された「那覇市下水道ストックマネジメント計画」に基づく計画的かつ効率的な下水道施設の管理、また令和2年度策定された「那覇市下水道事業経営戦略」による効率的な事業運営、経営基盤の強化に努められたい。

公 告

那覇市公告第 399 号

令和 4 年 10 月 7 日

掲 示 済

令和3年度那覇市人事行政の運営等の状況公告の訂正について

令和4年8月30日付那覇市公告第301号にて公告した令和3年那覇市人事行政の運営等の状況について、下記のとおり訂正があるので公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

記

5 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(2) 職員のその他の勤務条件の状況

【誤】

イ 夏期休暇（5日）の行使状況（R3.4.1～R4.3.31）

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
[略]								

※行使率は平均行使日数／5日（付与日数）

夏季休暇の申請期間は5月1日～10月31日の間となっています。

【正】

イ 夏期休暇（5日）の行使状況（R3.4.1～R4.3.31）

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
[略]								

※行使率は平均行使日数／5日（付与日数）

夏季休暇の申請期間は5月1日～10月31日の間となっていますが、
令和3年度はコロナの影響による全庁的な業務量増・動員等があったため、特例により年度末まで取得可能としました。

ウ その他の主な休暇取得者数の状況（R3.4.1～R4.3.31）

【誤】

休暇種別	部局							
	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
私傷病休暇	120	0	0	0	22	11	5	158
出産休暇	<u>37</u>	0	0	0	9	0	1	<u>47</u>
[略]								

（単位：人）

【正】

休暇種別	部局							
	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
私傷病休暇	120	0	0	0	22	11	5	158
出産休暇	<u>33</u>	0	0	0	9	0	1	<u>43</u>
[略]								

（単位：人）

以上

那覇市公告第 466 号

令和 4 年 11 月 1 日

令和 5・6 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加資格審査申請について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 及び第167条の 5 の 2 の規定により、令和 5・6 年度的那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格の審査の申請の時期及び方法について次のように定めた。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札参加資格審査申請の要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の第 1 項各号のいずれかに定める者に該当しないこと。（ただし、被保佐人、被補助人又は未成年者にあつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）
- (2) 清掃業務にあつては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の 2 に定める県知事の登録を受けていること。
- (3) 警備業務にあつては、警備業法（昭和47年法律第117号）第 4 条に定める公安委員会の認定を受けていること。
- (4) 令和 4 年11月 1 日において、清掃業務又は警備業務の営業実績が 2 年以上あること。
- (5) 沖縄県内に本店があること。
- (6) 本市内に本店、支店及び営業所（以下これらを「営業所等」という。）のいずれかがあること。この場合において、営業所等の要件は、「那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準」（平成23年12月 5 日総務部長決裁）に定めるところによる。
- (7) 従業員数（清掃業務にあつては清掃員数、警備業務にあつては警備員数）が 5 人以上であること。
- (8) 本市の市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となっている場合は、徴収の猶予をうけていること。
- (9) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度に加入していること。
- (10) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (11) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (12) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (13) 清掃員又は警備員の制服制度があること。

- (14) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
- (15) その他市長が必要と認める要件を満たしていること。

※「官公需適格組合（以下「組合」という。）」として証明を受けた者からの申請もできます。組合での申請については、（４）及び（７）の要件に代えて、中小企業庁発行の官公需適格組合証明書を添付すること。

2 申請書類（本市様式）の配布

- (1) 配布期間 令和 4 年11月 1 日（火）～令和 4 年11月30日（水）
- (2) 配布方法 本市ホームページからダウンロード

3 申請方法

- (1) 申請方法 「郵送」による
- ※ 郵送方法は、特に本市から指定はありません。（書留類・レターパック・宅配便など利用可）
- (2) 受付期間 令和 4 年11月16日（水）～令和 4 年11月30日（水）
(11月30日消印有効)
- (3) 送付先・問い合わせ先
〒900－8585
沖縄県那覇市泉崎 1－1－1
那覇市役所総務部管財課 庁舎管理グループ
電話番号 098－862－9904（直通）

4 入札参加資格の有効期間

令和 5 年 3 月 1 日～令和 7 年 2 月末日まで（2 年間）

那覇市公告第 467 号

令和 4 年 11 月 1 日

令和 5 年度那覇市物品購入等入札参加資格審査申請（追加申請）について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項（同施行令第167条の11第2項において準用する場合を含む）の規定により、令和5年度において、那覇市が発注する物品の購入、売り払い、製造等の競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法について次のように定めた。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札参加資格審査申請の要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに定める者に該当しないこと。(ただし、被保佐人、被補助人又は未成年者にあつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。)
- (2) 営業に関し、法令上資格等を必要とする場合にあつては、それらの資格等を有していること。
- (3) 令和4年11月1日において引き続き2年以上同種の営業を営んでおり、かつ、入札時において引き続き営業していること。
- (4) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 代表者、役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のアからウまでの全ての要件に該当すること。

ア 暴力団（那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。）の関係者又は暴力団員（暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

イ 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。

ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

※「官公需適格組合」として、証明を受けた者からの申請もできます。

2 申請書類（本市様式）の配布

- (1) 配布期間 令和4年11月1日（火）～令和4年11月30日（水）
- (2) 配布方法 本市ホームページからダウンロード

3 申請方法

（1）申請方法 原則として「郵送」による

※郵送方法は、特に本市から指定はありません。（書留類・レターパック・宅配便など利用可）

（2）受付期間 令和4年11月15日（火）～令和4年11月30日（水）
（11月30日消印有効）

（3）送付先・問い合わせ先

〒900－8585

沖縄県那覇市泉崎1－1－1

那覇市役所総務部法制契約課 物品契約グループ

電話番号 098－951－3253（直通）

4 入札参加資格の有効期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日（1年間）

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第13号

令和4年10月4日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項第2号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者（指定の更新）

指定 番号	事 業 者	所 在 地	代 表 者
284	株式会社 丸 福	浦添市勢理客3丁目3番13号	狩俣 康成
286	株式会社 健 総	南城市大里字仲間1010番地3	城間 健栄
289	三建設 株式会社	沖縄市南桃原4丁目33番3号	宮里 真由美
291	有限会社ウォーターカンパニー	浦添市牧港5丁目13番23号	川満 隆雄
292	有限会社 沖設エンジニア	那覇市宇栄原6丁目12番36号	玉城 浩
294	有限会社 サン冷熱	那覇市字大道172番地 308号	中村 健也
297	比嘉工業 株式会社	那覇市久茂地二丁目24番7号	新里 孝夫
304	株式会社 設備技研	沖縄市泡瀬1丁目10番13号	平良 智
306	株式会社 正太商事工業	那覇市首里久場川町2丁目28番地1	當眞 正次
308	有限会社 上原設備工業	豊見城市字与根158番地の3	上原 直彦
313	有限会社 沖 水	うるま市字赤道60番地の1	西里 剛
315	有限会社 大城水道工事社	沖縄市松本1丁目29番1号	玉城 真由美
323	有限会社 東和技研	豊見城市字嘉数612番地の2	宮城 普仁
324	有限会社 中部技研	沖縄市胡屋5丁目12番14号	喜屋武 秋夫
325	有限会社 丸三設備	宜野湾市我如古3丁目15番15号	宮里 道也
331	日信工業株式会社	豊見城市字高安702番地20	伊野波 盛文

指定 番号	事 業 者	所 在 地	代 表 者
332	有限会社 大丸設備	沖縄市古謝2丁目15番8号	兼城 聡
336	有限会社 コウケン設備	豊見城市字平良129番地1	高良 昌義
337	有限会社 丸親建設	那覇市小禄1丁目17番23 105号	新垣 正明
343	有限会社 環衛開発	那覇市壺川一丁目1番地15	安里 寛栄
344	株式会社 花城工務店	沖縄市安慶田三丁目9番19号	花城 優
345	システム企画有限会社	西原町字小波津 625番地の18	宮良 高嗣
346	株式会社 米正建設	那覇市字仲井真394番地の19	米盛 みつ子
348	株式会社 輝水	那覇市長田1丁目24番24号	新垣 直輝
351	株式会社 沖縄工設	浦添市字経塚633番地	大嶺 健一郎
353	有限会社 エコ電水	読谷村字座喜味3179番地	伊波 治
354	有限会社 新垣設備	うるま市字大田632番地の1	新垣 壮大

那覇市上下水道局告示第14号
令和4年10月4日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項第1号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者 新規指定

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
507	にしむら設備	八重瀬町字富盛158番地	西村 光一	令和4年6月29日
508	沖ライフ水道	宜野湾市野嵩1-6-2 TRM3-B	新里 典史	令和4年7月12日
509	有限会社丸政設備	恩納村字仲泊880番地	伊波 ひろみ	令和4年7月12日
510	株式会社三誓	西原町字内間414番地3	仲松 淳一	令和4年8月17日
511	水レンジャー	北中城村字大城65番地 2階	柴田 達也	令和4年8月17日
512	有限会社 建水	浦添市仲間1丁目19番9号	宮城 嗣尚	令和4年9月14日

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第51号
令和4年10月15日
掲 示 済

公営ポスター掲示場の設置場所について

令和4年10月23日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙における公職選挙法第144条の2第4項の規定によるポスター掲示場を次のとおり設置する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 日 高 清 義

NO	投票区	掲示場番号	設置場所 (施設名等)	住所	設置場所(詳細)	備考	形態
1	1	1-1	市道	那覇市首里石嶺町4-208-7	コーポアス側ガードレール		足付
2	1	1-2	市道	那覇市首里石嶺町4-360-8	石嶺小学校前ガードバイブ（転落防止欄）		足付
3	1	1-3	県立石嶺児童園	那覇市首里石嶺町4-260	石嶺児童園フェンス	徳森毛斜め向い側	足付
4	1	1-4	市公園	那覇市首里石嶺町4-173-52	朝星団地公園入口(新里宅向い)		足付
5	1	1-5	市公園	那覇市首里石嶺町4-241-1	石嶺ちびっこ公園備	道路向き	足付
6	1	1-6	市道	那覇市首里石嶺町4-335	ガードレール設置		足付
7	1	1-7	市道	那覇市首里石嶺町4-97-5	もりやま小児科隣 転落防止欄		足付
8	1	1-8	市道	那覇市首里石嶺町4-221-20	ドラックイレブン首里石嶺店向いガードレール		足付
9	2	2-1	市道	那覇市首里石嶺町2-70	石嶺保育園側植込み		くい打ち
10	2	2-2	市道	那覇市首里石嶺町2-70-9	石嶺市営住宅A4棟転落防止欄	石嶺公民館向い	足付
11	2	2-3	市道	那覇市首里石嶺町2-59-6	メゾン幸向い ガードバイブ		足付
12	2	2-4	県道	那覇市首里石嶺町2-204-2	ガードレール		足付
13	2	2-5	県道	那覇市首里石嶺町2-222-4	読見里宅前ガードレール	玄関前、駐車場前の設置は避ける	足付
14	2	2-6	首里高石嶺野球場 フェンス	那覇市首里石嶺町2-198-1	首里高校野球場前県道沿いフェンス		足付
15	2	2-7	市公園	那覇市首里石嶺町2-168-16	石嶺南公園前(仲村宅向い)	公園入口そばへの設置は避ける	足付
16	2	2-8	市道	那覇市首里石嶺町2-112	那覇バス石嶺営業所前バス停後ろ転落防止欄		足付
17	3	3-1	県道	那覇市首里末吉町1-2-10	昭和橋転落防止欄		足付
18	3	3-2	市道	那覇市首里石嶺町1-5	城北小学校体育館前備（フェンス）		足付
19	3	3-3	市道	那覇市首里石嶺町1-61-2	国家公務員宿舎首里住宅1号棟前ガードレール		足付
20	3	3-4	城北中学校	那覇市首里石嶺町1丁目112	城北中学校正門隣りフェンス		足付
21	3	3-5	首里東高校	那覇市首里石嶺町3-178	首里東高校サブグラウンド沿いフェンス		足付
22	3	3-6	県道	那覇市首里石嶺町3-35	大興ビル隣の契約駐車場前道路フェンス		足付
23	3	3-7	城北中学校	那覇市首里石嶺町1丁目112	城北中学校運動場フェンス		足付
24	3	3-8	県道	那覇市首里平良町2-79	歩道向け		足付
25	4	4-1	県道	那覇市首里大名町3-67	からあげ店TONKARASTANDROCKY 付近ガードバイブ		足付
26	4	4-2	市道	首里大名町1-229-1	ロイヤルパレス首里側ガードバイブ		足付
27	4	4-3	市営住宅	那覇市首里大名町3-35	大名市営住宅D棟	芝生様の欄に設置	足付
28	4	4-4	県道	那覇市首里平良町1-37	宮城宅前植栽歩道向き		くい打ち
29	4	4-5	市道	那覇市首里大名町2-75	写真奥の転落防止欄に設置		足付
30	4	4-6	市道	那覇市首里大名町2-83	富名腰宅前ガードバイブ		足付

31	4	4-7	県道	那覇市首里大名町3-99	石嶺マンション向い転落防止柵		足付
32	5	5-1	公民館	首里当蔵2-8-2	首里公民館前柵フェンス		足付
33	5	5-2	市道	那覇市首里儀保町1-19	知念宅前フェンス下の柵柵		足付
34	5	5-3	市道	那覇市首里汀良町1-44	汀良児童公園前ガードレール(我知古宅向い)		足付
35	5	5-4	県道	那覇市首里赤平町1-48	金城驛フェンス		足付
36	5	5-5	県道（龍潭通り）	首里当蔵3-35	上地家柵（転落防止柵）		足付
37	5	5-6	首里中学校	首里汀良町2-55	首里中学校運動場側フェンス		足付
38	5	5-7	赤平町自治会	那覇市首里赤平町1-1	赤平町自治会公園（らくだ公園）柵		足付
39	6	6-1	県道	那覇市首里崎山町3-34	コルネットハウス前		足付
40	6	6-2	市道	那覇市首里崎山町4-222	苺大崎山キャンパス柵（フェンス）		足付
41	6	6-3	市公園	那覇市首里崎山町1丁目	崎山公園前(島袋宅向い)		くい打ち
42	6	6-4	市道	那覇市首里崎山町4丁目86	展望台近く		足付
43	6	6-5	県道	那覇市首里崎山町3丁目	首里崎山駐車場入口フェンス		足付
44	6	6-6	市道	那覇市首里島坂町3-67-21	プラスデンタルクリニック隣 転落防止柵		足付
45	6	6-7	城南小学校	那覇市首里崎山町4丁目35番2号	城南小学校正門横フェンス		足付
46	7	7-1	県道	那覇市首里大中町2-26-17	亀谷宅斜め前植栽		くい打ち
47	7	7-2	県道	那覇市首里桃原町1-5-3	スポーツショップキタムラ右隣柵の欄干		足付
48	7	7-3	首里城公園	那覇市首里真和志町1-2-1	龍潭池転落防止柵		足付
49	7	7-4	県道	那覇市首里真和志町1-5	龍潭池転落防止柵		足付
50	7	7-5	県道	那覇市首里山川町2-1-4	友利宅向い柵		足付
51	7	7-6	市道	那覇市首里金城町3-68	(有) シュリデンキ向いのフェンス		足付
52	7	7-7	市道	那覇市首里金城町4-71-10	東洋P R向いのフェンス		足付
53	8	8-1	市道	那覇市首里寒川町2丁目	石川パーキング前ガードレール		足付
54	8	8-2	県道	那覇市首里寒川町2-27-2	玉城宅向い内側ガードフェンス		足付
55	8	8-3	県道	那覇市首里山川町3-4-1	野里ハイツ道向いガードフェンス		足付
56	8	8-4	県道	那覇市首里山川町1-64	饒波アパート前ガードフェンス		足付
57	8	8-5	市道	那覇市首里寒川町1-19	盛島宅向いガードレール		足付
58	8	8-6	市道	那覇市首里寒川町1-13-2	勝連宅向いガードレール		足付
59	8	8-7	市道	那覇市首里山川町3-60-2	びんがた工房向かいガードレール		足付
60	9	9-1	市立病院	那覇市古島2-31-1	那覇市立病院立体駐車場側フェンス		足付
61	9	9-2	市立病院	那覇市古島2-31-1	市立病院めばえ保育園前		足付

62	9	9-3	市公園	那覇市古島1-19-1	宇久堀公園内（草地）かねひで駐車場向い		くい打ち
63	9	9-4	市公園	那覇市松島2丁目	宝口公園WC横		くい打ち
64	9	9-5	市道	那覇市古島1-16-1	セントスヴェリエ上地付近ガードバイパス		足付
65	9	9-6	市公園	那覇市古島2-23-7	翁長毛向い大神公園の欄		足付
66	9	9-7	市公園	那覇市古島1丁目	宇久堀公園内の木欄（自治会事務所近く花壇左）		足付
67	9	9-8	国道（県管理）	那覇市古島1丁目	モノレール古島駅出入口側仲本病院向かい ガードバイパス		足付
68	10	10-1	市公園	那覇市首里末吉町1-152-9	末吉公園入口左側の県道沿いの欄		足付
69	10	10-2	県道	那覇市首里末吉町1-195	高山砂飯売古側ガードフェンス	高山砂飯売・市立病院間ガードフェンス	足付
70	10	10-3	市道	那覇市首里末吉町4-6-4	コーポ比嘉契約駐車場ガードレール（道路側）	野原ガード向かい側	足付
71	10	10-4	市公園	那覇市古島1丁目	末吉西公園の植栽（エスベランザ向い）		くい打ち
72	10	10-5	公民館	那覇市首里末吉町2-19	末吉町公民館フェンス		足付
73	10	10-6	市公園	那覇市首里末吉町4丁目	末吉東児童公園トイレ近く植栽		くい打ち
74	10	10-7	末吉老人福祉 センター	那覇市首里末吉町2丁目14	末吉老人福祉センター	センター入口左側フェンス	足付
75	11	11-1	市道	那覇市字真嘉比	おもろまち駅東口交通広場南側ガードバイパス		足付
76	11	11-2	市道	那覇市字真嘉比264	バイパス荘前ガードフェンス		足付
77	11	11-3	市道	那覇市字真嘉比274	オアシスマカビ向いガードレール		足付
78	11	11-4	真嘉比小学校	那覇市字真嘉比1-17-1	真嘉比小学校正門道路標識後ろのフェンス	道路標識後ろのフェンス	足付
79	11	11-5	市道	那覇市字真嘉比273	グランディールAJミヤ向いガードレール		足付
80	11	11-6	市道	那覇市字真嘉比252-3	オーシャンバレー向かいガードレール		足付
81	11	11-7	市公園	那覇市字真嘉比	真嘉比中央公園緑地（ユニオン駐車場向い）		足付
82	12	12-1	市道	那覇市字安里154	ファミリーY S 前ガードバイパス		足付
83	12	12-2	市道	那覇市字安里121	一方通行植栽横ガードバイパス		足付
84	12	12-3	県道	那覇市字安里111	タマキパーキング前ガードバイパス		足付
85	12	12-4	市道	那覇市字安里167	県道251号線上バイパス歩道		足付
86	12	12-5	市公園	那覇市字安里137-5	安里公園地域掲示板横		足付
87	12	12-6	里道	那覇市字安里99	宮城マンション隣駐車場前ガードレール		足付
88	12	12-7	県道	那覇市字安里44-3	プレイズ安里前ガードバイパス		足付
89	13	13-1	県道	那覇市松川389	我喜屋鉄工前ガードフェンス		足付
90	13	13-2	県道	那覇市字松川445-2	喜納マンション前ガードフェンス	フェンスの左側寄りに設置	足付
91	13	13-3	市営住宅	那覇市?多川3-4-40	?多川市営住宅		くい打ち
92	13	13-4	市道	那覇市松川3-23-53	ユタカハイム2前の車道側ガードフェンス		足付

93	13	13-5	市道	那覇市繁多川3-7-15	メドルマホンタ模寒川前原横の横欄(バイク屋側)		足付
94	13	13-6	市道	那覇市繁多川2-4-19	伊野波宅裏の道向いガードパイプ		足付
95	13	13-7	沖縄工業高校	那覇市松川3-20	沖縄工業高校フェンス		足付
96	13	13-8	県営住宅	那覇市繁多川11-16-30	県営繁多川高層住宅入り口前公園フェンス		足付
97	14	14-1	市道	那覇市松川301-8畝地	カサ・リベラ横の転落防止欄		足付
98	14	14-2	市道	那覇市松川2-4-1	県産業ビル側大道路の欄干		足付
99	14	14-3	市道	那覇市松川2-14-46	知名宅前ガードレール		足付
100	14	14-4	市道	那覇市三原2-7-23	山城ビル向かいガードパイプ		足付
101	14	14-5	市道	那覇市字松川314	松川西バス停後ろの転落防止欄		足付
102	14	14-6	市公園	那覇市三原2-21-11	松川公園内欄（公園内側より車道側向）		足付
103	14	14-7	市道	那覇市三原2-26-7	前ガードパイプ	駐車場出入口から離すこと	足付
104	14	14-8	市道	那覇市松川2-8-25	シティヒル原側指帰横の欄干		足付
105	15	15-1	市道	那覇市字大道路88-17	照屋宅向いガードレール		足付
106	15	15-2	市道	那覇市字大道路164	ライオンズマンション前ぼたる横欄干		足付
107	15	15-3	市道	那覇市字大道路146-1	大道路小学校体育館横大道路練兵横の欄干		足付
108	15	15-4	市道	那覇市字大道路158	真和志中学校グラウンド側ガードパイプ		足付
109	15	15-5	市道	那覇市字大道路158	真和志中体育館前ガードパイプ		足付
110	15	15-6	国道（県管理）	那覇市字安里386	安里十字路駐車場備（歩道側）		足付
111	15	15-7	市道	那覇市字松川367-4	道向いフェンス(サンエー食品館三叉路前)		足付
112	15	15-8	市道	那覇市寄宮2-32-1	真和志庁舎向いの転落防止欄		足付
113	16	16-1	繁多川公園	那覇市繁多川4-19	公園内のガードパイプ		足付
114	16	16-2	市道	那覇市繁多川4丁目9-64	むつみ荘前のガードパイプ		足付
115	16	16-3	県道	那覇市真地182-3	真和志高校前バス停ガードパイプ		足付
116	16	16-4	市道	那覇市繁多川2-14-7	繁多川ハイツ横の畑前のガードフェンス	歩道の後ろ側	足付
117	16	16-5	市道	那覇市繁多川3-14-16	アーバン繁多川道向かいガードレール		足付
118	16	16-6	市道	那覇市繁多川5-5-35	Fステージ繁多川横ガードレール		足付
119	16	16-7	繁多川自治会	那覇市繁多川5-24-1	繁多川自治会前ガードパイプ(バス停後ろ側)	バス停側によせる	足付
120	16	16-8	県道	那覇市字真地43-4	勝連宅隣ガードパイプ	歩道向き	足付
121	17	17-1	市道	那覇市識名2-13-46	(有)スリーエイト隣歩道側ガードフェンス (高枝宅向い)		足付
122	17	17-2	市道	那覇市識名3-19-12	マンション識名12前市道側ガードレール		足付
123	17	17-3	市道	那覇市識名3-18-33	国吉アパート斜め前ガードレール(バス停そば)		足付

124	17	17-4	市道	那覇市繁多川5-5-1	波平アパート隣ガードレール		足付
125	17	17-5	識名公園	那覇市繁多川5-21-24	旧南納骨堂の後ろ		くい打ち
126	17	17-6	識名公園	那覇市繁多川5-21-24	公園内広場	石畳は通れるように設置	くい打ち
127	17	17-7	市道	那覇市識名1-12-15	金城毛横ガードレール	ガードレールの中央に設置	足付
128	17	17-8	大石公園	識名1-663	大石公園内のガードパイプ		足付
129	18	18-1	市道	那覇市長田2-24-6	中尾毛向いガードレール		足付
130	18	18-2	市公園	那覇市長田2-14	長田西公園内		くい打ち
131	18	18-3	市公園	那覇市長田2-14	長田西公園のフェンス(西村毛向い)	高くなりすぎないように設置して下さい	足付
132	18	18-4	市公園	那覇市長田2-33-44	新垣毛向い長田南公園道側の備		足付
133	18	18-5	市道	那覇市長田2-32-23	玉商ビル1向いガードレール		足付
134	18	18-6	市道	那覇市字国場405	沖縄大学アクセス共創館横ガードパイプ		足付
135	18	18-7	市道	那覇市上間1-15	溜池横ガードレール(大城アパート向い)	ガードレールの真ん中に設置する	足付
136	18	18-8	市公園	那覇市長田1-22	長田北児童公園の備		足付
137	19	19-1	国道	那覇市字仲井真394-39	仲井真交差点の植栽		くい打ち
138	19	19-2	県道	那覇市字国場14	渡嘉敷宅前歩道側フェンス		足付
139	19	19-3	県道	那覇市字国場102	玉城毛横の国場多目的広場前フェンス		足付
140	19	19-4	国道	那覇市字仲井真357-1	ココバレス前国道の歩道側フェンス		足付
141	19	19-5	国道（県管理）	那覇市字仲井真133	シュール・ブラザ那覇国場十字路店横歩道の後方備		足付
142	19	19-6	国道	那覇市字仲井真257-2	コーポ城南前国道の歩道側フェンス		足付
143	19	19-7	国道（県管理）	那覇市字上間538-1	レオパレスちゅら前の歩道内側フェンス		足付
144	19	19-8	こくばめーばる公園	那覇市字国場251-5	公園 トイレ前ガードパイプ		足付
145	20	20-1	おおぞら公園	那覇市字識名1253-1	公園内		くい打ち
146	20	20-2	県道	那覇市字識名1227	那覇市民体育館第3駐車場横歩道転落防止備		足付
147	20	20-3	国道	那覇市字上間196	一日横歩道の転落防止備	旧ホンダ店横の転落防止備	足付
148	20	20-4	識名南公園	那覇市字識名1102-3	公園		くい打ち
149	20	20-5	真地小学校	那覇市字真地313	真地小学校フェンス	学校のフェンスに設置	足付
150	20	20-6	真地小学校	那覇市字真地313	真地小横ガード備		足付
151	20	20-7	市営住宅	那覇市字真地277	真地団地12棟前フェンス		足付
152	21	21-1	市公園	那覇市字国場1171	おもしろ公園の備（トキ契約駐車場向い）		足付
153	21	21-2	市公園	那覇市字国場1164	与儀元気公園の備（かかず契約駐車場向い）		足付
154	21	21-3	市道	那覇市字国場869-1	テラス東門前ガードフェンス		足付

155	21	21-4	市道	那覇市字国場703	国場りうぼう駐車場前の植栽	歩道向き	くい打ち
156	21	21-5	県道	那覇市字国場747	沖縄尚学高校グラウンド前歩道ガードバイブ	歩道向き	足付
157	21	21-6	寄宮中学校	那覇市長田1丁目-13-65	寄宮中学校裏		くい打ち
158	21	21-7	市道	那覇市字国場1084-4	歩道奥にある転落防止柵		足付
159	21	21-8	市道	那覇市字国場878	ライダーショップナカモト裏のガードフェンス		足付
160	22	22-1	市道	那覇市寄宮3丁目1	真和志小学校横ガードバイブ		足付
161	22	22-2	県道	那覇市寄宮3-1-1	真和志小運動場前ガードバイブ		足付
162	22	22-3	市道	那覇市寄宮3-10-1	JAおきなわ真和志支店横ガードバイブ (真和志小裏口向い)		足付
163	22	22-4	市道	那覇市寄宮3-8-10	西平菓子店向いガードバイブ		足付
164	22	22-5	県道	那覇市三原3-21-16	ソレイユ・和なごみ向かい大石公園内川沿い フェンス		足付
165	22	22-6	真和志小学校 こども園	那覇市寄宮3丁目1	真和志小学校こども園横フェンス	真和志小学校内敷地	足付
166	23	23-1	那覇市(その他)	那覇市寄宮2-32-1	真和志庁舎地下1階出入口(裏口)横 ガードバイブ		足付
167	23	23-2	市道	那覇市寄宮2-3-1	沖縄整肢療護園横ガードバイブ		足付
168	23	23-3	市道	那覇市寄宮1-2-1	那覇市民会館横ガードレール(駐車場横)		足付
169	23	23-4	市公園	那覇市寄宮1-1	那覇市民会館横の与儀公園内柵		足付
170	23	23-5	市公園	那覇市寄宮1-1	与儀公園東側の柵(かねひで駐車場向い)		足付
171	23	23-6	市公園	那覇市寄宮1-1	与儀公園西側バス停後の植栽フェンス (神原中向い)	横断柵を設置するため、設置注意。	足付
172	23	23-7	市公園	那覇市寄宮1-1	与儀公園南側バス停後の植栽ガードバイブ (那覇署向い)		足付
173	24	24-1	県道	那覇市与儀1-3-1	赤十字病院前与儀バス停横ガードバイブ		足付
174	24	24-2	県道	那覇市与儀1-24-1	沖縄県立看護大学前バス停横ガードバイブ		足付
175	24	24-3	市道	那覇市古波蔵1-10-16	富士ハイツ前ガードバイブ		足付
176	24	24-4	与儀小	那覇市与儀1-1-1	与儀小学校正門右横金網フェンス	足つけの下側に掲示場を設置する。	足付
177	24	24-5	国道(県管理)	那覇市与儀1-1-1	歩道橋下ガードバイブ		足付
178	24	24-6	市道	那覇市字与儀41	城間毛前ガードレール		足付
179	24	24-7	市公園	那覇市与儀2-11	なかよし公園柵		足付
180	24	24-8	市公園	那覇市与儀2-20	わんぱく公園柵		足付
181	25	25-1	市道	那覇市字古波蔵393	古蔵小学校裏側ガードバイブ		足付
182	25	25-2	市道	那覇市字古波蔵1-32-1	大蔵ハイツ前ガードバイブ		足付
183	25	25-3	市道	那覇市古波蔵4-2-16	古蔵パーキング向い漫湖公園歩道側 転落防止柵(稲国アパート横)		足付
184	25	25-4	国道(県管理)	那覇市古波蔵4-11	旧沖縄赤十字病院側転落防止柵		足付
185	25	25-5	市道	那覇市字国場1182-8	ファミリーマート駐車場側ガードバイブ		足付

186	25	25-6	県道	那覇市古波蔵3-7-22	マイシンビル前ガードバイブ		足付
187	25	25-7		那覇市古波蔵3-23-1	市公園管理事務所入口横の転落防止柵		足付
188	25	25-8	市道	那覇市古波蔵3-1-1	Fステージ古波蔵レイクフロント向いの 転落防止柵		足付
189	26	26-1	国道	那覇市字安謝653	国際重機ビル付近ガードフェンス		足付
190	26	26-2	国道	那覇市安謝2-15	安謝市営住宅老人ホーム出入口付近ガード フェンス		足付
191	26	26-3	安謝東公園	那覇市字安謝1-22-25	安謝東公園フェンス		足付
192	26	26-4	市道	那覇市安謝2-21-21	上間宅向かいガードバイブ		足付
193	26	26-5	国道	那覇市字安謝237-13	豊里アパート付近ガードフェンス		足付
194	26	26-6	市公園	那覇市銘苅3-7-3	セブンイレブン前道路向いガードバイブ		足付
195	26	26-7	河川	那覇市字安謝231	安謝橋バス停後ろ		足付
196	27	27-1	市公園	那覇市曙2-16	あけぼの公園（焼き肉店前向かい）	公園のガードレール	足付
197	27	27-2	市道	那覇市字天久1196	日鏡アパート前ガードレール		足付
198	27	27-3	市道	那覇市字安謝260	ファミリーマート前ガードバイブ		足付
199	27	27-4	曙小学校	那覇市曙2-18	曙小学校新垣宅向いフェンス		足付
200	27	27-5	曙小学校	那覇市曙2-25	曙小学校農門駐車場フェンス(協連ビル向い)		足付
201	27	27-6	河川	那覇市曙3-9	県営あけぼの住宅向い	川沿い転落防止柵へ足付設置	足付
202	27	27-7	港湾施設	那覇市港町2-10	新港ふ頭中央緑地公園内東側の柵		くい打ち
203	27	27-8	港湾施設	那覇市港町2-10	新港ふ頭東緑地公園 (沖縄ヤマハ向かいの草地)		くい打ち
204	28	28-1	港湾施設	那覇市泊3-1-6	琉球水難救済会近くガードバイブ		足付
205	28	28-2	市道	那覇市上之屋1-2	おもろまちメディカルセンター向かいの柵	契約駐車場前の歩道側の柵	足付
206	28	28-3	国道	那覇市字上之屋311	新興自動車商会横ガードバイブ	歩道	足付
207	28	28-4	市公園	那覇市おもろまち2-7	真金森公園内フェンス		足付
208	28	28-5	市道	那覇市泊2-23-9	泊小学校前の翔ハウス向いガードバイブ		足付
209	28	28-6	市道	那覇市泊2-23-9	泊小学校運動場高台ガードバイブ(佐久本宅 隣駐車場向い)		足付
210	28	28-7	市道	那覇市泊2-23-9	田仲珠算塾向かいガードバイブ		足付
211	28	28-8	市道	那覇市泊1-9-9	末日聖徒イエスキリスト協会前ガードバイブ		足付
212	29	29-1	市道	那覇市壹屋1-5-13	那覇市壹屋児童館裏の植栽		くい打ち
213	29	29-2	国道（県管理）	那覇市樋川2-8-1	神原中学校体育館前ガードバイブ		足付
214	29	29-3	県道	那覇市字安里410-4	安里橋の欄干		足付
215	29	29-4	国道（県管理）	那覇市字安里420-1	ひめゆり橋の欄干(安里交差点に向かって 左側松和産業ビル隣)		足付
216	29	29-5	市道	那覇市壹屋1-3	元ビガロ壹屋左前の植栽		くい打ち

217	29	29-6	市公園	那覇市樋川1-19-12	中央公園東側コンクリート備(嘉手納宅向い)		足付
218	29	29-7	国道（県管理）	那覇市壹屋1-26-23	高里アパート前ガードバイブ	ライオンズマンション駐車場出入口から離すこと	足付
219	29	29-8	市公園	那覇市樋川1-16-36	中央公園城島小側ガードレール		足付
220	30	30-1	市公園	那覇市牧志2-8	牧志公園公衆トイレ斜前		くい打ち
221	30	30-2	市公園	那覇市牧志3-2-10	那覇市ぶんかテンプス鑑騎バイク駐輪場フェンス		足付
222	30	30-3	市道	那覇市牧志2-13-2	高良毛横ガードレール		足付
223	30	30-4	市道	那覇市安里2-9-1	短百合バス停近く		足付
224	30	30-5	国道（県管理）	那覇市安里2-9-13	ひめゆり橋欄干(安里交差点に向かって左側エキキマクション側)		足付
225	30	30-6	市道	那覇市牧志3-272-5	モノレール牧志駅下ガードバイブ		足付
226	30	30-7	市道	那覇市安里2-8-8	ベストウエスタン那覇イン横ガードレール		足付
227	31	31-1	市道	那覇市久茂地1-6-1	仲尾次ルビの横 川沿いガードバイブ		足付
228	31	31-2	市道	那覇市久茂地3-26	久茂地27号線 歩道ガードレール	なはーと前	足付
229	31	31-3	市道	那覇市松尾2-3	アーバンヒルズ隣フェンス		足付
230	31	31-4	市公園	那覇市松尾2-16	松尾公園内駐車場の柵	公園内向き	足付
231	31	31-5	市道	那覇市松尾1-21-44	那覇高校横ガードバイブ	国際通り向け道路	足付
232	31	31-6	国道	那覇市旭町	明治橋交差点 川沿いガードバイブ	転落防止ガードバイブ	足付
233	31	31-7	市道	那覇市泉崎2-101-24	国場毛斜め向かいガードレール		足付
234	31	31-8	市公園	那覇市泉崎2-102-5	阿手川公園内駐車場とのフェンス	公園内向き	くい打ち
235	31	31-9	市道	那覇市泉崎1-1-1	市役所本庁横ガードバイブ（市役所向き）		足付
236	31	31-10	開南小学校	那覇市泉崎1-1-6	開南小学校グラウンドフェンス		足付
237	32	32-1	市公園	那覇市楚辺1-4	城島公園内遊歩道沿い	遊歩道沿い	くい打ち
238	32	32-2	市道	那覇市楚辺1-10-29	楚辺ハイツ・墓・駐車場側植栽		くい打ち
239	32	32-3	市道	那覇市楚辺2-1-1	城島小駐車場前植栽		くい打ち
240	32	32-4	国道（県管理）	那覇市楚辺2-42	古波蔵交差点ガードレール	菱川側	足付
241	32	32-5	県道	那覇市楚辺2-1	那覇市内環状線ガードレール	城島小敷地沿い	足付
242	32	32-6	国道（県管理）	那覇市楚辺2-42	古波蔵交差点前ガードバイブ 国道側	旧J A向き少し高台 32-07と背あわせ	足付
243	32	32-7	国道（県管理）	那覇市楚辺2-42	古波蔵交差点前ガードバイブ 旧IA会館側	旧J A向き少し高台 32-6と背あわせ	足付
244	33	33-1	国道	那覇市壹川3丁目	メルキュールホテル沖縄と那覇中央郵便局の間の歩道植込み	メルキュールホテル沖縄側	くい打ち
245	33	33-2	県営住宅	那覇市壹川2-10-6	県営大橋団地バス停近くガードブロック		足付
246	33	33-3	国道	那覇市壹川2丁目	歩道沿い植込み	壹川市営住宅側	くい打ち
247	33	33-4	市道	那覇市壹川1-8-3	郵便送付株向いガードレール		足付

248	33	33-5	市道	那覇市壺川1-11-1	壺川改良住宅 A-2 棟横くろしお会館 斜め向いのガードレール		足付
249	33	33-6	市公園	那覇市壺川1-11-1	壺川東公園内グラッドパレス壺川 斜め向かい(道路向き)		くい打ち
250	33	33-7	市道	那覇市壺川3-3-8	那覇中央郵便局裏の歩道		くい打ち
251	34	34-1	市公園	那覇市天久1-3	天久ちゅらまち公園スポーツデポ後ろの植栽		くい打ち
252	34	34-2	市公園	那覇市天久1-3	天久ちゅらまち公園あめくみらい幼稚園入口 向かいの植栽		くい打ち
253	34	34-3	市公園	那覇市天久1-3	天久ちゅらまち公園の植栽 (メゾン・ポルテ・ボヌール向い)		くい打ち
254	34	34-4	天久小学校	那覇市天久1-4-1	天久小学校フェンス		足付
255	34	34-5	市公園	那覇市天久2-24	天久緑風公園フェンス (日建学院駐車場向い)		足付
256	34	34-6	市公園	那覇市天久2-24	天久緑風公園の柵(契約駐車場向い)		足付
257	34	34-7	市公園	天久1-25-39	天久プリンス公園		くい打ち
258	35	35-1	市道	那覇市牧志1丁目	ガーブ川沿いガードレール	コインパーク向かい	足付
259	35	35-2	那覇小学校	那覇市前島1-3	那覇小学校裏のフェンス		足付
260	35	35-3	那覇小学校	那覇市前島1-3	那覇小学校運動場フェンス		足付
261	35	35-4	市道	那覇市前島1-20	前島南公園の柵(道路向き)		足付
262	35	35-5	市道	那覇市前島2-21	泊橋		足付
263	35	35-6	民間施設	那覇市前島2-13-10	潮度川沿い 転落防止柵	第一総業管理・銀行駐車場フェンス 58号線沿い)	足付
264	35	35-7	市公園	那覇市牧志1-6	牧志1丁目・緑ヶ丘公園出入口付近	パラダイス通り	くい打ち
265	35	35-8	市道	那覇市牧志1-20	東横イン美栄橋駅向かい 道路ガードパイプ		足付
266	36	36-1	市公園	那覇市前島3-20	前島北公園の柵		足付
267	36	36-2	市道	那覇市前島3-13	コインパーキング前歩道ガードレール	歩道向き	足付
268	36	36-3	市公園	那覇市松山2-19	若松公園内(道路向き)		足付
269	36	36-4	那覇中学校	那覇市松山2-24-1	那覇中学校グラウンドフェンス		足付
270	36	36-5	市道	那覇市松山3-27	ロコイン沖縄駐車場横ガードパイプ		足付
271	36	36-6	市公園	沖縄県那覇市松山1丁目17	松山公園駐車場出入口付近フェンス		足付
272	36	36-7	市公園	那覇市松山1-17	松山公園入口	那覇商業近く	くい打ち
273	37	37-1	市公園	那覇市若狭3-32	夫婦瀬公園の緑地(渡嘉敷宅向かい)		くい打ち
274	37	37-2	市公園	那覇市若狭3-32	夫婦瀬公園の緑地(WC付近)	東向き	くい打ち
275	37	37-3	若狭公園	那覇市若狭3-14	若狭公園入口付近の芝生		くい打ち
276	37	37-4	若狭小学校	那覇市若狭2-16	若狭小学校裏門フェンス		足付
277	37	37-5	市公園	那覇市若狭1-25	政乃上写真館ビル駐車場後ろ・旭ヶ丘公園内 朝倫堂近くの植栽	駐車場向き	足付
278	37	37-6	港湾施設	那覇市若狭1-27	若狭中通り沿い歩道脇		くい打ち

279	38	38-1	市道	那覇市久米2-17	松下駐車場前ガードバイブ		足付
280	38	38-2	国道（県管理）	那覇市東町10-1	エムズガーデンモナコ沿いガードバイブ		足付
281	38	38-3	市公園	那覇市久米2-30	松山公園交差点歩道脇の緑地	道路向き	くい打ち
282	38	38-4	市道	那覇市辻2-31	波之上自動車学校向いの植栽		くい打ち
283	38	38-5	市道	那覇市辻1-7	辻南公園側ガードバイブ		足付
284	38	38-6	国道	那覇市通堂町	明治橋交差点 ガードレール （駐車場側）		足付
285	38	38-7	港湾施設	那覇市通堂町	港湾1号線那覇埠頭道向かい歩道脇緑地		くい打ち
286	39	39-1	県道	那覇市字小禄1102	垣花食堂向いガードバイブ		足付
287	39	39-2	奥武山公園	那覇市奥武山町44-1	奥武山公園駅前バス停 後方の柵		足付
288	39	39-3	垣花小学校	那覇市山下町11-3	垣花小学校フェンス		足付
289	39	39-4	市公園	那覇市山下町6	山下西児童公園入り口フェンス		足付
290	39	39-5	奥武山公園	那覇市奥武山町316-1	奥武山公園第2駐車場入口付近フェンス		足付
291	39	39-6	国道	那覇市奥武山町53	山下交番横の転落防止柵		足付
292	39	39-7	市道	那覇市山下町19-1	山下自治会前ガードバイブ	電柱側より歩道向けに設置	足付
293	40	40-1	県道	那覇市字小禄239	大田整形外科医院前ガードバイブ	歩道向けに設置すること	足付
294	40	40-2	市道	那覇市字小禄105	高良毛向いガードレール		足付
295	40	40-3	県道	那覇市字田原88	田原自治会館斜め向い歩道のガードバイブ	掲示板は歩道向けに設置すること	足付
296	40	40-4	市道	那覇市字田原58	小禄カトリック教会様の緑地等		くい打ち
297	40	40-5	県道	那覇市字小禄1180	真境名宅向い歩道の転落防止柵	車道側のガードバイブへは設置しないこと。	足付
298	40	40-6	県道	那覇市字小禄1150番地	小禄小学校正門横柵		足付
299	41	41-1	県道	那覇市字小禄911番地付近	トーマ電工前のガードバイブ	歩道向けに設置すること	足付
300	41	41-2	市公園	那覇市小禄4-17-1	富岡毛向い小禄若草公園フェンス	（掲示位置により脚立要）	足付
301	41	41-3	市道	那覇市小禄5-13-1	たかよしビル前ガードレール		足付
302	41	41-4	県道	那覇市小禄4-1-3	長嶺第2アパート駐車場落下柵 （歩道側の柵）		足付
303	41	41-5	市公園	那覇市小禄3-5-7	小禄月光公園		くい打ち
304	41	41-6	小禄南小学校	那覇市小禄4-14-1	小禄南小学校グラウンド横のフェンス		足付
305	41	41-7	市公園	那覇市小禄2-5-1	小禄南風公園柵	（掲示位置により脚立要）	足付
306	41	41-8	市道	那覇市小禄2-2-2	TSマンション向かいガードレール		足付
307	41	41-9	県道	那覇市字小禄1240番地付近	小禄泉原郵便局前のガードバイブ	建物駐車場出入口の視界の妨げにならないよう注意すること。歩道向けに設置すること。	足付
308	42	42-1	千鳥公園	那覇市小禄1-7-2	千鳥公園 トイレ側入口の柵		足付
309	42	42-2	市公園	那覇市鏡原町36	漫湖公園（くじら公園） WC 横		くい打ち

310	42	42-3	市道	那覇市小禄1-32-1	大山方横ガードパイプ		足付
311	42	42-4	市公園	那覇市小禄1-9	ひよどり児童公園備		足付
312	42	42-5	市公園	那覇市鏡原町37-1	漫湖公園テニスコート前植込み	(掲示位置により脚立要)	くい打ち
313	42	42-6	市公園	那覇市鏡原町35-9	ひばり児童公園入口の備		足付
314	42	42-7	南部国道事務所	鏡原町10-26	漫湖公園(鏡原側)公園側ガードレール		足付
315	43	43-1	市営住宅	那覇市宇栄原4-14-2	宇栄原市営住宅6棟 駐車場フェンス	歩道向けに設置すること	足付
316	43	43-2	市公園	那覇市宇栄原564番1	くまめら公園内 植栽前		くい打ち
317	43	43-3	県道	那覇市宇栄原4-15-1	宇栄原団地前バス停横ガードパイプ	歩道向けに設置	足付
318	43	43-4	市営住宅	那覇市宇栄原4-14-2	宇栄原団地6棟前備		足付
319	43	43-5	市道	那覇市宇栄原5-12-34	ライオンズマンション宇栄原第2前備		足付
320	43	43-6	市公園	那覇市宇栄原5-7-20	宇栄原西公園植栽前	擁壁側に沿って設置すること。	くい打ち
321	43	43-7	市道	那覇市宇栄原4-16-15	宇栄原団地C-15向いガードパイプ	歩道向けに設置	足付
322	43	43-8	市公園	那覇市宇栄原	宇栄原中公園備		足付
323	43	43-9	市公園	那覇市宇栄原6-9-22	宇栄原公園フェンス前		くい打ち
324	44	44-1	県道	那覇市宇栄原1-26-15	小禄オートガス前ガードパイプ		足付
325	44	44-2	市道	那覇市宇栄原1-10-13	契約駐車場前ガードパイプ	歩道向きに設置すること	足付
326	44	44-3	市公園	那覇市宇栄原2-12-15	五月公園備		くい打ち
327	44	44-4	市道	那覇市宇栄原1-18-6	メゾンさつき駐車場前ガードパイプ	歩道向きに設置すること	足付
328	44	44-5	市公園	那覇市宇栄原2-8-32	五月公園備		足付
329	44	44-6	市緑地	那覇市高良3-1-12	ハーゲラ緑地	マンガ倉庫専用駐車場脇	くい打ち
330	44	44-7	市公園	那覇市高良3-5	高良めおぞら公園備	(掲示位置により脚立要)	足付
331	44	44-8	県道	那覇市宇栄原2-23-1	小禄中学校向いガードレール	歩道向きに設置すること	足付
332	45	45-1	市公園	那覇市高良1-4	高良公園	(掲示位置により脚立要)	くい打ち
333	45	45-2	市道	那覇市高良2-3-18	小禄農協横落下備		足付
334	45	45-3	県道	那覇市高良1-4-43	具志宅前の備	歩道向きに設置すること	足付
335	45	45-4	県道	那覇市高良2-14-22	サンヒルズ高良向い落下備		足付
336	45	45-5	市公園	那覇市具志2-24	あさがお公園備	(掲示位置により脚立要)	足付
337	45	45-6	市公園	那覇市具志3-10	具志・宮城西公園備	(掲示位置により脚立要)	足付
338	45	45-7	市道	那覇市具志2-32-11	忠農園横ガードレール		足付
339	45	45-8	市公園	那覇市高良2-5	高前原公園落下備		足付
340	46	46-1	県営住宅	那覇市赤嶺2-5-1	県営赤嶺市街地住宅7号棟フェンス	契約駐車場フェンス 遊歩道向けに設置	足付

341	46	46-2	市営住宅	那覇市田原3-2-1	小禄市営住宅 1 棟前 フェンス		足付
342	46	46-3	市営住宅	那覇市田原3-6-1	小禄市営住宅 5 棟前 駅階段前 フェンス		足付
343	46	46-4	市公園	那覇市田原3-4-1	田原公園		くい打ち
344	46	46-5	上下水道局施設	那覇市赤嶺2-2-1	赤嶺中継ポンプ場備		足付
345	46	46-6	市道	那覇市金城5-10-2	イオン那覇店西側駐車場出口横植栽		くい打ち
346	46	46-7	市公園	那覇市金城3-2-1	小禄金城公園内備 (池の前)		足付
347	46	46-8	那覇西高校	那覇市金城3-5-1	那覇西高校正門横備		足付
348	47	47-1	那覇市(その他)	那覇市銘苅2-3-1	新都心銘苅庁舎横の備	強風対策のため、掲示板と掲示板の間は 5cm程度あけてください。	足付
349	47	47-2	銘苅小学校	那覇市銘苅2-3-20	銘苅小学校バス停 後ろフェンス	学校のフェンスに設置	足付
350	47	47-3	県道	那覇市字古島29	琉球生コン前ガードフェンス		足付
351	47	47-4	市公園	那覇市銘苅2-10	新都心公園銘苅じんじん広場 はがけむつみ向いのガード フェンス		足付
352	47	47-5	市公園	那覇市銘苅3-3	銘苅てんとうむし公園の草地 (仲本宅向い)		くい打ち
353	47	47-6	市営住宅	那覇市銘苅1-18-16	新都心銘苅市営住宅 1 号 棟前の植栽		くい打ち
354	47	47-7	市道	那覇市銘苅2-10	公園側・横断歩道近く ガードフェンス(T字路)		足付
355	47	47-8	市公園	那覇市銘苅1-5	銘苅かりゆし公園の草地 (TUXHaIr駐車場向い)		くい打ち
356	48	48-1	市公園	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽 (はるやま向い)		くい打ち
357	48	48-2	市公園	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽 (大興新都心マンション向い)		くい打ち
358	48	48-3	市公園	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽 (メゾンドールU C H I M A 向い)		くい打ち
359	48	48-4	市公園	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽 (パークサイドおもろまち向いT字路)		くい打ち
360	48	48-5	市公園	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽(はるやま向い) 公園向き		くい打ち
361	48	48-6	市公園	那覇市おもろまち3-2-1	Dグラディア天久パークビュー 向かい		くい打ち
362	48	48-7	市公園	那覇市安謝1-16	安謝東原公園WC近く (ガードバイブ)		足付
363	48	48-8	市公園	那覇市銘苅1-16-5	新都心公園高架橋降り口。 コインパーキング向かい		くい打ち
364	49	49-1	県営住宅	那覇市首里烏堀町5-55-3	県営烏堀団地 1 棟裏のフェンス		足付
365	49	49-2	市道	那覇市首里烏堀町4-29	宜野座宅横の備		足付
366	49	49-3	市公園	那覇市首里烏堀町4丁目133	井ヶ岳公園		足付
367	49	49-4	市営住宅	那覇市首里久場川町2-96	久場川市営住宅 A2 棟前 ガードバイブ		足付
368	49	49-5	市道	那覇市首里久場川町2-149-4	消防署首里出張所向い転落防止備		足付
369	49	49-6	市道	那覇市首里久場川町2-18	久場川児童館前ガードバイブ		足付
370	49	49-7	市道	那覇市首里久場川町2-36	首里久場川町久場川市営住 宅前の備(浜比嘉アパートB向い)		足付
371	49	49-8	市道	那覇市首里汀良町2丁目7-12	ガードレール(島袋宅向い)		足付

那覇市選挙管理委員会告示第 52 号

令和 4 年 10 月 15 日

掲 示 済

公営ポスター掲示場にポスターの掲示を開始することのできる日について

令和4年10月23日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙において、公職選挙法第144条の2第5項の規定によるポスター掲示場のポスターの掲示を開始することのできる日は、令和4年10月16日からである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 日 高 清 義

那覇市選挙管理委員会告示第 53 号

令和 4 年 10 月 15 日

掲 示 済

選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準日、登録の日について

令和4年10月23日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準日、登録の日を次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会

委員長 日 高 清 義

1 被登録資格の決定の基準日 令和4年10月15日
(ただし、年齢については令和4年10月24日)

2 登 録 の 日 令和4年10月15日

那覇市選挙管理委員会告示第 54 号
令 和 4 年 1 0 月 1 5 日
掲 示 済

那覇市選挙管理委員会
委員長 日 高 清 義

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

- 1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

5,153人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

42,941人

- 3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

85,882人

那覇市選挙管理委員会告示第 55 号
令 和 4 年 1 0 月 1 6 日
掲 示 済

那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙の期日について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、任期満了による那覇市長選挙及び同法第113条第3項第3号による那覇市議会議員補欠選挙を次のとおり同時に行う

那覇市選挙管理委員会
委員長 日 高 清 義

- | | | |
|---|----------|-------------------------------|
| 1 | 選挙期日 | 令和4年10月23日 |
| 2 | 選挙すべき議員数 | 那覇市長選挙 1 人
那覇市議会議員補欠選挙 1 人 |

那覇市選挙管理委員会告示第 56 号
令 和 4 年 1 0 月 1 6 日
掲 示 済

投票用紙の色について

令和4年10月23日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙の投票用紙の色を次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 日 高 清 義

- | | | |
|---|--------------------|--------|
| 1 | 那覇市長選挙用紙の色 | あさぎ 色 |
| 2 | 那覇市長選挙用紙印刷の文字の色 | 赤 色 |
| 3 | 那覇市議会議員補欠選挙用紙の色 | オレンジ 色 |
| 4 | 那覇市議会議員補欠選挙印刷の文字の色 | 赤 色 |

那覇市選挙管理委員会告示第 57 号

令 和 4 年 1 0 月 1 6 日

掲 示 済

那覇市長選挙と那覇市議会議員補欠選挙の投票の順序について

令和4年10月23日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙の同時選挙において、投票の順序を次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会

委員長 日 高 清 義

- 1 那覇市長選挙
- 2 那覇市議会議員補欠選挙

那覇市選挙管理委員会告示第 58 号

令 和 4 年 1 0 月 1 6 日

掲 示 済

投票所について

令和4年10月23日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選の投票所を別紙のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会

委員長 日 高 清 義

投 票 所 一 覧 表

投票区	投 票 所	投 票 場 所	住 所
1	石嶺小学校	石嶺小学校(コミュニティルーム)	首里石嶺町4-360-8
2	城東小学校	城東小学校体育館下1階	首里石嶺町2-74-1
3	城北小学校	城北小学校体育館	首里石嶺町1-162
4	大名児童館	大名児童館1階	首里大名町2-75
5	首里公民館	首里公民館1階ホール	首里当蔵町2-8-2
6	城南小学校	城南小学校地域連携室	首里崎山町4-35-2
7	城西小学校	城西小学校体育館	首里真和志町1-5
8	城西小学校	城西小学校体育館	首里真和志町1-5
9	松島中学校	松島中学校1階多目的室	古島2-11-2
10	末吉老人福祉センター	末吉老人福祉センター1階	首里末吉町2-14
11	真嘉比小学校	真嘉比小学校体育館	真嘉比1-17-1
12	牧志駅前ほしぞら公民館	牧志駅前ほしぞら公民館大ホール	安里2-1-1
13	沖縄工業高校	沖縄工業高校理科学術棟絵画デザイン教室	松川3-20-1
14	松川小学校	松川小わい・わいホール(地域連携ホール)	松川1-7-1
15	大道小学校	大道小学校体育館	字大道146-1
16	石田中学校	石田中学校玄関ホール	繁多川5-17-1
17	識名小学校	識名小学校玄関広場	識名2-2-1
18	上間小学校	上間小学校地域連携室	長田2-11-60
19	仲井真小学校	仲井真小学校体育館	字仲井真173
20	真地小学校	真地小学校体育館	字真地313
21	寄宮中学校	寄宮中学校職員室側ロビー	長田1-13-65
22	真和志こども園	真和志こども園(真和志小学校敷地内)	寄宮3-1-1
23	真和志庁舎	真和志庁舎地下コミュニティ会議室	寄宮2-32-1
24	古蔵小学校	古蔵小学校地域連携施設(ホール)	古波蔵1-33-1
25	古蔵中学校	古蔵中学校体育館	古波蔵4-8-1
26	安謝児童館	安謝児童館1階多目的ホール	安謝2-15-1
27	曙小学校	曙小学校ミーティングルーム(1階)	曙2-18-1
28	泊こども園	泊こども園(泊小学校敷地内)	泊2-23-9
29	神原中学校	神原中学校体育館1階武道場	樋川2-8-1
30	壺屋小学校	壺屋小学校1階ワークスペース	牧志3-14-12
31	那覇市役所本庁舎	那覇市役所本庁舎1階	泉崎1-1-1
32	城岳小学校	城岳小学校体育館	楚辺2-1-1
33	壺川老人福祉センター	壺川老人福祉センター1階リハビリ室	壺川2-3-11
34	天久小学校	天久小学校地域連携室	天久1-4-1
35	那覇小学校	那覇小学校地域連携室	前島1-7-1
36	那覇中学校	那覇中学校玄関ホール	松山2-24-1
37	若狭小学校	若狭小学校地域連携室	若狭2-16-1
38	上山中学校	上山中学校体育館	久米1-3-1
39	垣花小学校	垣花小学校体育館	山下町17-1
40	小禄小学校	小禄小学校体育館	字小禄1150
41	小禄南小学校	小禄南小学校玄関フロア	小禄4-14-1
42	鏡原中学校	鏡原中学校地域連携室	鏡原町36-1
43	鏡水ふれあい会館	鏡水ふれあい会館ふれあいホール	字小禄909-4
44	さつき小学校	さつき小学校交流プラザ	宇栄原1-12-1
45	小禄南公民館	小禄南公民館1階ホール	高良2-7-1
46	金城小学校	金城小学校体育館	金城4-3-1
47	なは市民協働プラザ	なは市民協働プラザ(旧銘苅庁舎)1階	銘苅2-3-1
48	那覇市緑化センター	那覇市緑化センター	おもろまち3-2-1
49	首里支所	首里支所1階会議室	首里久場川町2-18-9

那覇市選挙管理委員会告示第 59 号

令 和 4 年 1 0 月 1 6 日

掲 示 済

投票管理者及びその職務代理者の氏名等について

令和4年10月23日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 日 高 清 義

投票区	投票所	投票管理者		職務代理者	
		住所	氏名	住所	氏名
1	石嶺小学校	西原町	安座間 勉	那覇市	島袋 康平
2	城東小学校	那覇市	知念 潤	那覇市	吉田 啓太郎
3	城北小学校	那覇市	赤嶺 譲	南風原町	兼島 理
4	大名児童館	那覇市	徳永 周作	那覇市	喜屋武 太一
5	首里公民館	那覇市	我謝 輝	那覇市	真栄田 聖佳
6	城南小学校	南風原町	花城 友也	那覇市	小橋川 廉
7	城西小学校	那覇市	森根 利之	南風原町	照屋 宏樹
8	城西小学校	那覇市	又吉 盛斗	南風原町	外間 康幸
9	松島中学校	与那原町	安井 隆二	那覇市	下地 正将
10	末吉老人福祉センター	那覇市	池原 哲之	那覇市	眞榮平 大
11	真嘉比小学校	那覇市	真境名 元作	那覇市	我那覇 智
12	牧志駅前ほしぞら公民館	西原町	郷 嵩昂	南風原町	佐久川 好平
13	沖縄工業高校	南風町	城間 聡	那覇市	真栄城 敬一
14	松川小学校	南風原町	大城 義智	那覇市	長嶺 伶生
15	大道小学校	那覇市	當間 広樹	那覇市	神里 雄一
16	石田中学校	那覇市	山城 忠信	那覇市	仲宗根 隆成
17	識名小学校	那覇市	宮城 理	那覇市	城間 達
18	上間小学校	那覇市	瀬長 正勝	那覇市	長濱 宗直
19	仲井真小学校	那覇市	山城 直樹	那覇市	真喜志 あゆみ
20	真地小学校	那覇市	本永 春樹	那覇市	小波津 和樹
21	寄宮中学校	那覇市	久場川 洸	那覇市	大城 俊
22	真和志こども園	南風原町	城間 直樹	那覇市	池味 政紀
23	真和志支所	那覇市	比嘉 拓	那覇市	嘉数 梨子
24	古蔵小学校	浦添市	伊覇 太	那覇市	宮國 大吾
25	古蔵中学校	南風原町	金城 誠	沖縄市	屋亘 翼

投票区	投票所	投票管理者		職務代理者	
		住所	氏名	住所	氏名
26	安謝児童館	那覇市	末吉 章子	那覇市	当真 嗣咲
27	曙小学校	那覇市	大田 拓矢	那覇市	大陽 大峰
28	泊こども園	豊見城市	徳元 新	那覇市	運天 由智
29	神原中学校	那覇市	平良 俊弥	浦添市	上江洲 優斗
30	壺屋小学校	八重瀬町	当真 嗣貴	那覇市	具志堅 卓史
31	那覇市役所本庁舎	那覇市	上原 堅次郎	浦添市	森田 浩次
32	城岳小学校	宜野湾市	大城 孝也	那覇市	牧志 琢磨
33	壺川老人福祉センター	宜野湾市	古堅 博己	八重瀬町	横尾 駿良
34	天久小学校	那覇市	又吉 剛	那覇市	大城 宜毅
35	那覇小学校	那覇市	真栄里 憲一	南風原町	與那覇 博訓
36	那覇中学校	浦添市	長浜 潤	那覇市	砂川 俊悟
37	若狭小学校	那覇市	佐々木 一肇	豊見城市	大城 雄一郎
38	上山中学校	那覇市	棚原 憲一郎	那覇市	金城 邦彦
39	垣花小学校	那覇市	慶田城 用世	那覇市	東 伸浩
40	小禄小学校	那覇市	金武 佳之	那覇市	狩俣 宅杜
41	小禄南小学校	那覇市	安里 成顕	豊見城市	新垣 勇人
42	鏡原中学校	那覇市	城間 賢治	那覇市	賀数 翔太
43	鏡水ふれあい会館	豊見城市	新垣 威知郎	那覇市	宮城 隆雄
44	さつき小学校	那覇市	上原 学	那覇市	上原 貴子
45	小禄南公民館	那覇市	宮城 翔	那覇市	比嘉 竜平
46	金城小学校	那覇市	仲村 光司	那覇市	国頭 洋介
47	なは市民協働プラザ	那覇市	宮城 辰哉	那覇市	中村 昌大
48	那覇市緑化センター	那覇市	松本 悠樹	那覇市	山田 将人
49	首里支所	南風原町	大城 宜継	那覇市	渡慶次 真理

那覇市選挙管理委員会告示第 60 号

令 和 4 年 1 0 月 1 6 日

掲 示 済

期日前投票所について

令和4年10月23日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙の期日前投票の場所を以下のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 日 高 清 義

期日前 投票所名	投票所に充てる 施設の名称	所在地	設置期間
期日前 第1投票所	那覇市役所本庁舎 1階	那覇市泉崎1丁目1番1号	令和4年10月17日 ～ 令和4年10月22日 午前8時30分 ～ 午後8時
期日前 第2投票所	首里支所 1階会議室	那覇市首里久場川町2丁目18番地9	令和4年10月17日 ～ 令和4年10月22日 午前9時00分 ～ 午後6時
期日前 第3投票所	真和志庁舎 地下コミュニティー会議室	那覇市寄宮2丁目32番1号	
期日前 第4投票所	サンエー那覇メインプレイス 5階中央出入口	那覇市おもろまち4丁目4番9号	令和4年10月17日 ～ 令和4年10月22日 午前10時 ～ 午後8時
期日前 第5投票所	イオン那覇店 5階西エレベーター乗り場	那覇市金城5丁目10番地2	

那覇市選挙管理委員会告示第 61 号
令 和 4 年 1 0 月 1 6 日
掲 示 済

期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について

令和4年10月23日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 日 高 清 義

期日前 投票所	期間	投票管理者		同職務代理者	
		住所	氏名	住所	氏名
期日前 第1投票所 本庁舎1階	10月17日（月）	那覇市	根路銘 安彦	那覇市	岸本 愛梨
	10月18日（火）	那覇市	安藤 雅代	那覇市	下地 優輝
	10月19日（水）	那覇市	倉原 英弘	那覇市	喜納 園絵
	10月20日（木）	那覇市	大嶺 祥史	南風原町	山入端 理恵
	10月21日（金）	那覇市	平良 成子	糸満市	藤田 毬音
	10月22日（土）	浦添市	神谷 あゆみ	那覇市	島袋 樹
期日前 第2投票所 首里支所	10月17日（月）	南風原町	中山 直子	那覇市	伊禮 弘匡
	10月18日（火）	那覇市	金武 佳之	那覇市	仲村 美紀
	10月19日（水）	浦添市	田場 壮子	那覇市	和田 英夫
	10月20日（木）	那覇市	新垣 尚志	那覇市	久場 千賀子
	10月21日（金）	浦添市	大城 小百合	那覇市	石川 勲
	10月22日（土）	那覇市	久貝 斉	那覇市	中曽根 聡子
期日前 第3投票所 真和志庁舎	10月17日（月）	那覇市	佐久川 由布子	那覇市	上原 恵介
	10月18日（火）	那覇市	上原 美和子	那覇市	赤嶺 小織
	10月19日（水）	那覇市	糸数 尊	浦添市	眞榮城 清
	10月20日（木）	那覇市	伊禮 道子	那覇市	池原 哲之
	10月21日（金）	南城市	津波 友哉	那覇市	与那覇 恵
	10月22日（土）	那覇市	松田 太一郎	那覇市	金城 邦彦
期日前 第4投票所 サンエー那覇 メインプレイ ス	10月17日（月）	那覇市	樫山 真吾	南風原町	瑞慶覧 純衣
	10月18日（火）	那覇市	玉村 和彦	宜野湾市	屋宜 隆一
	10月19日（水）	那覇市	東 伸浩	那覇市	宮城 侑和
	10月20日（木）	浦添市	赤嶺 美史	浦添市	外間 捷己
	10月21日（金）	那覇市	久高 英樹	南風原町	宮城 洋之
	10月22日（土）	豊見城市	根間 保成	那覇市	城田 寛
期日前 第5投票所 イオン那覇店	10月17日（月）	南風原町	金城 誠	那覇市	運天 麻奈美
	10月18日（火）	那覇市	松本 千晶	那覇市	具志堅 愛
	10月19日（水）	那覇市	棚原 憲一郎	那覇市	豊里 裕紀
	10月20日（木）	那覇市	嵩原 安樹	宜野湾市	安泉 幹志
	10月21日（金）	豊見城市	平良 達郎	南城市	上條 亜弓
	10月22日（土）	那覇市	柿本 奈央	那覇市	島袋 泰知

那覇市選挙管理委員会告示第 62 号
令 和 4 年 1 0 月 1 6 日
掲 示 済

投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所について

令和4年10月23日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙における投票記載所の氏名等の掲示（氏名掲示）の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 日 高 清 義

- 1 日時 令和4年10月16日（日） 午後5時
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎12階
那覇市選挙管理委員会

那覇市選挙管理委員会告示第 63 号
令 和 4 年 1 0 月 1 6 日
掲 示 済

選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所について

令和4年10月23日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 日 高 清 義

- 1 日時 令和4年10月16日（日） 午後5時30分
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎12階
那覇市選挙管理委員会

那覇市選挙管理委員会告示第 64 号
令 和 4 年 1 0 月 1 6 日
掲 示 済

選挙長及びその職務を代理すべき者の氏名等について

令和4年10月23日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 日 高 清 義

選 挙 長	氏 名	日高 清義
	住 所	
職務を代理すべき者	氏 名	前原 常雄
	住 所	

那覇市選挙管理委員会告示第 65 号

令 和 4 年 1 0 月 1 6 日

掲 示 済

開票事務と選挙会事務の合同について

令和4年10月23日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により開票の事務は選挙会の事務にあわせて行うものとする。

那覇市選挙管理委員会

委員長 日 高 清 義

那覇市選挙管理委員会告示第 66 号

令 和 4 年 1 0 月 1 6 日

掲 示 済

選挙会の場所及び日時について

令和4年10月23日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 日 高 清 義

1 日時 令和4年10月23日（日） 午後9時10分

2 場所 那覇市字識名1227番地
那覇市民体育館 メインアリーナ

那覇市選挙管理委員会告示第 67 号
令 和 4 年 1 0 月 1 6 日
掲 示 済

選挙運動に関する収入及び支出報告書の要旨の公表方法について

令和4年10月23日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表は次の方法で行う。

那覇市選挙管理委員会
委員長 日 高 清 義

公表の方法 . . . 那覇市公報に登載する

那覇市選挙管理委員会告示第 68 号
令 和 4 年 1 0 月 1 6 日
掲 示 済

選挙運動に関する支出金額の制限額について

令和4年10月23日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項による選挙運動に関する支出金額は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 日 高 清 義

- | | |
|---------------|--------------|
| 1 那 覇 市 長 選 挙 | 18,600,000 円 |
| 2 那覇市議会議員補欠選挙 | 5,427,100 円 |

那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙選挙長告示

那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙選挙長告示第1号

令和4年10月16日
掲 示 済

選挙長の事務を行う場所について

選挙管理事務執行取扱規程（昭和63年沖縄県選挙管理委員会告示第3号）第86条の規定により、令和4年10月23日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙
選 挙 長 日 高 清 義

- 1 令和4年10月16日（日）
那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎12階
第1研修室
- 2 令和4年10月17日（月）以降
那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎12階
那覇市選挙管理委員会

那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙選挙長告示第2号

令和4年10月16日
掲 示 済

選挙立会人決定のくじを行う日時及び場所について

令和4年10月23日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙における選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙
選挙長 日 高 清 義

- 1 日時
令和4年10月20日（木）午後5時30分
- 2 場所
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市役所本庁舎12階
那覇市選挙管理委員会

那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙選挙長告示第3号

令 和 4 年 1 0 月 1 6 日

掲 示 済

候補者の届出について

令和4年10月23日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙において、候補者として別紙のとおり届出があった。

那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙

選 挙 長 日 高 清 義

立 候 補 者 一 覧 （ 那 覇 市 長 選 挙 ）

届出 番号	ふりがな 候補者氏名(通称)	本籍	住所	年齢	党派	職業	一のウェブサイト等の アドレス
1	オナガ 雄治 たけはる	沖縄県那覇市	那覇市	35	無所属	無職	https://onaga-takeharu.com
2	チネン さとる	沖縄県那覇市	那覇市	59	無所属	無職	https://chinen-satoru.com/

立 候 補 者 一 覧 (那 覇 市 議 会 議 員 補 欠 選 挙)

届出 番号	ふりがな 候補者氏名(通称)	本籍	住所	年齢	党派	職業	一のウェブサイト等の アドレス
1	うえち 上地 けんじ	沖縄県那覇市	那覇市	42	無所属	株式会社自己投資 代表取締役	
2	かわみづ 川ミツ しょうじ	沖縄県那覇市	那覇市	57	無所属	アーバンシンホ ールデザインズ 代表 取締役社長	http://kawamitsu- syoji.com/
3	ながやま ナガヤマ 盛太郎	沖縄県南城市	那覇市	58	無所属	無職	
4	おく 屋 辰夫	沖縄県那覇市	那覇市	70	官と民が命がけ で助け合えば貧 困はなくなります 党	無職	

